
十日町市教育委員会 文化財課 年報 1

平成8年度(1996)

十日町市教育委員会 文化財課

刊行にあたって

文化財は私たちにとって、美しい自然環境とともにかけがえのない宝物であり、ひとたび失えば二度と手に入れることができない貴重な存在です。そしてそれは、私たちの祖先が長い歴史の中で作り出し、育み、伝え、残してくれた大切な財産でもあります。

しかし、私たちの社会は、生活の改善や地域の開発という美名のもとに、こうしたかけがえのない文化財を次々に失って今日に至っていることが現実でもあります。

当文化財課は言うまでもなく、行政組織の末端にあって、この私たちの貴重な共有財産である文化財を保護し、後世に伝えて行くべき仕事を担っている部署です。

やらなければならない事、やるべき仕事は山のようにあります。けれども、その歩みは「日暮れて道遠し」の感があります。

この冊子は、こうした文化財保護行政に取り組んでいる、私たちの年間活動を記した活動報告書です。

お蔭さまで、文化財課も誕生して7年が過ぎ、ようやく活動の成果も報告できるまでになりました。これも、これまで献身的に文化財保護活動に取り組んでこられた諸先輩はじめ、多くの皆様のご指導・ご協力があったればこそと感謝にたえません。

職員一同、なお一層活動の充実を図り、課の方針として謳つた、「地域文化の向上に資するため」の努力を重ねてまいりたいと存じます。今後ともよろしくご指導、お力添え賜りますようお願い申し上げます。

平成9年3月

十日町市教育委員会

文化財課

目 次

刊行にあたって -----	1
目次・例言 -----	2
I. 運 営	
1. 十日町市の文化財保護行政の歩み -----	3
2. 予算と決算 -----	6
3. 文化財保護審議会の経過 -----	8
II. 指定文化財	
1. 新指定文化財 - 平成 8 年度の指定状況 - -----	9
2. 指定文化財の保存、管理等 -----	12
III. 埋蔵文化財	
1. 発掘調査概要 -----	15
2. 試掘調査概要 -----	19
3. 普及事業の概要 -----	20
IV. 調査・研究	
新水のドウラクジン（道楽神）とハネッケーシ（羽根返し） 竹内俊道 -----	21
十日町市の発掘調査－その回顧と展望－ 石原正敏 -----	26
資料紹介 十日町市出土のナイフ形石器 3 例 菅沼 宜 -----	30
遺物整理に於ける土器復元作業について 中澤幸男 -----	32
V. その他	
1. 文化財関連博物館事業 -----	35
2. 文化財資料の貸出し状況について -----	40
資料	
附：歴代文化財保護審議会委員 -----	42
附：指定文化財一覧 -----	44
附：市内遺跡一覧 -----	45
附：条例・規則 -----	48
あとがき -----	56

《例 言》

1. 本書は、十日町市教育委員会文化財課の平成 8 年度を中心とした活動記録である。
2. 本書の構成は、文化財課の業務を大まかに I. 運営、II. 指定文化財、III. 埋蔵文化財、IV. 調査・研究、V. その他の 5 つに分類し、それぞれの内容を適宜、該当箇所に振り当てた。
3. 本書の原稿は、文化財課(博物館)職員がそれぞれ担当を決めて執筆し、末尾に担当者名を記した。ただし、付録の巻末資料は条例・規則を除き編集担当者が作成した。
4. 提出された原稿は、できるかぎり原文を尊重した。従って元号と西暦の使用、用字・用語の統一等には特に意を用いなかった。ただし、内容・表記等については執筆者の了解を得て編集者が修正をほどこしたものもある。
5. IV. 調査・研究は、紀要的内容に鑑み記名原稿とした。
6. V. その他には、文化財関連として、十日町市博物館の活動及び資料貸出し状況を掲載した。
7. 本書の制作・構成・編集は、竹内俊道が担当し、石原正敏、菅沼 宜がこれを輔けた。

I. 運 営

1. 十日町市の文化財保護行政の歩み

(1) 文化財保護制度の基本をなしているのは、文化財保護法である。文化財保護法の制定は、第二次世界大戦及び戦後の社会・経済的混乱が、多くの文化財の荒廃を招き、それらの憂慮すべき事態への反省として、文化財保護制度の根本的な検討が要求されることとなったことに始まる。そして、法隆寺金堂の火災という衝撃的事件を契機として、議員立法により、昭和25年5月30日文化財保護法が公布され、同年8月29日から施行されたのである。

同法は、それまでの国宝保護法、重要美術品等ノ保存ニ関スル法律、史蹟名勝天然記念物保存法を統一するとともに、無形文化財、民俗資料、埋蔵文化財を保護の対象として加え、全般にわたって保存及び活用についての体制を、体系的に整備したものである。この法律の施行によって、文化財保護行政は、文部省の外局として新設された行政委員会である文化財保護委員会によって所掌されることになった。

その後、基本的なものとしては、昭和29年の改正、同43年の機構改革に伴う改正で、文化財保護委員会が廃止され、独任制行政機関である文化庁が発足し、從来の文化財保護委員会の権限は、文部大臣及び文化庁長官に引き継がれた。そして、同50年の改正等を経て現在に至っているのである。

(2) 十日町市の文化財行政は当初、社会教育課社会教育係が文化・文化財行政を含め全般を担当していた。昭和34年の小坂遺跡の発掘調査も、社会教育課で担当している。民具の収集なども、ここで細々と行なっていたが、同37・38年頃から高度経済成長政策の影響により、農村でも牛馬が耕運機に代わり、空いた「厩」が「機場」に変わり、現金収入を得なければ生活して行けない時代になる。燃料革命が起り、薪は伐採に手間がかかるため、プロパンガスや石油コンロを使うようになり、住宅の改造や改築が盛んに行なわれるようになった。その度に、生活用具として使われてきた民具が失われて行った。

昭和40年代に入って社会教育課では、このまま放置して置くと民具が無くなってしまうと考え、小中

学校を通して民具の収集を開始する。同45年には、民具展を市民体育館を会場に開催している。

この頃ようやく文化財保護の気運が高まり、県内各市町でも文化財保護条例の制定がなされ始める。

十日町市の場合、直接のきっかけは、市内四日町の神宮寺観音堂に安置されている本尊・木造十一面千手観音立像が、昭和45年から数度にわたっての新潟県教育委員会による調査の結果、平安時代の貴重な佛像であることが判明し、昭和46年4月13日付で新潟県指定文化財に指定されたことである。更に、この調査で神宮寺には、他にも脇侍・二天王像を始めとする価値ある文化財が、まだまだ存在することが明らかとなった。

それ以前、十日町市の指定文化財といえば僅かに、昭和29年2月10日付で県指定文化財となった、「山水図釧雲泉筆六曲屏 一双」のみであった。

行政の体制を整備して文化財保護に力を入れたいと考えた社会教育課では、昭和46年12月議会に文化財保護条例を提出。同年12月22日に制定し、翌年の4月1日施行したのである。

この文化財保護条例は、旧条例を全文改正し新条例としたものである。その後、昭和57年4月1日の改正で、文化財調査審議会を現在の文化財保護審議会に改めた。

新条例が施行された年の11月21日に開催された第3回文化財調査審議会において、十日町市文化財指定方針が決められている。

①十日町市を中心とする妻有地方の歴史、風土に密接な関連を持ち、かつ学術的価値が高いものであること。

②文化財の存する環境の保護に留意すること。

以上の2点が挙げられているが、現在もこの方針は継承されている。

この昭和47年11月21日には、文化財調査審議会に対し、計13件の市指定文化財に関する諮問があり、審議会は全件指定の答申をしているが、その第1号は、神宮寺の佛像であった。

1. 種類 有形文化財 彫刻

2. 名称及び員数

木造毘沙門天立像 1軀

木造広目天立像 1軀

3. 所在の場所または所在地

十日町市大字四日町1300番地

観音堂内陣

4. 所有者の氏名または名称及び住所

神宮寺 住職 竹内道宗

5. 品質及び形状

寸法及び重量、伝来、製作年代、現状などが詳しく記されている。

同日付で、答申がなされたものには、「越能山都登」「越後縮幡—各神社毎—」更に「縮裂見本帳」「四日町神宮寺境内地及び山林」などがある。

(3) 翌年の昭和48年からは、立教大学 学校・社会教育講座 学芸員課程の協力を得て、「十日町市における文化財の調査」を行なっている。内容は主に民俗調査で、昭和53年まで続いた。

また、昭和49年から51年にかけては「十日町市広域パイロット地域内の遺跡群調査」を行なっている。これは、調査団（中川成夫団長）を組織してそこに委託して行なった。以前に「十日町市苗場山麓地域農業開発事業予定区域内遺跡分布調査」が行なわれているので、第2次調査である。

川治原、伊達原、南雲原、珠川台地の20遺跡の調査を実施し、昭和51年3月に調査概報を発刊している。

この年6月には、商工福祉会館を会場に「十日町織物今昔展」を開催している。明治から大正・昭和にかけて一世を風靡した明石ちぢみをはじめ、白生地、お召、マジョリカ、黒羽織、絣、紬などから十日町友禅までを展示し、この年県指定文化財となった「越後縮幡」58旒も貴重な文化財として初めて一般に公開された。

同年にはまた、西小学校建設敷地内から大規模な遺跡が発見された。馬場上遺跡である。この遺跡は、古墳時代から平安時代の遺跡で、当時県内には同時代遺跡の出土例が乏しく、学問的意義は極めて大きいものであった。しかも、県内で本格的な発掘を行なったのは初めての遺跡であった。

この遺跡からは、復元可能な多数の土器をはじめ1万点を超える貴重な資料が出土した。しかし、十日町市にはこれらを収蔵する施設も、公開する施設も無かったので、文化財調査審議会は11月に教育委員会に対し、収蔵施設と公開できる施設（資料館）

を早急に建設するよう建議書を提出している。この建議書は、昭和51年の埋蔵文化財収蔵庫の建設、同53年の博物館建設へと繋がって行くのである。

昭和55年になると、中条笹山に野球場が建設されることになり、周知の遺跡である「笹山遺跡」の発掘調査が始まり、予想をはるかに超える大遺跡であることがわかった。同57年にはこの遺跡から縄文の華とうたわれる火焰型土器が出土したのである。

その後、隣接地に陸上競技場も建設が決まり、この遺跡は、同60年まで発掘調査が続けられた。

(4) この頃から十日町市も県営圃場整備事業が始まり、それに伴う発掘調査が毎年何箇所も行なわれるようになった。しかし、文化財担当は社会教育課であり、発掘関係は博物館と、担当部署が行政と実施機関に分かれており、不便をきたしていた。

そこに、東京電力送電線鉄塔敷地の発掘調査、リゾート開発に伴う珠川台地の発掘調査が始まり、事業量が大幅に増加したため、昭和62年4月1日より社会教育課に文化財係を設置したが、実体は文化財関連業務を全て博物館に移し、考古学専攻の学芸員を増員したものであった。しかも、辞令は社会教育課文化財係で、係長は博物館副館長の兼務でありながら、博物館長とは別の社会教育課長の下に属す、又、職員も文化財係の実務は博物館で行ないながら、社会教育課文化財係として、兼務の博物館職員とは違う決裁区分に属すという、依然として変則的な組織であった。

その後、行政体制の整備が叫ばれ、博物館の整備を含め文化・文化財行政が見直されて、3年後の平成2年4月1日付で文化財課が誕生したのである。以来、文化財担当部門は社会教育課を離れて独立し、文化財課の職員として博物館職員を兼務し、文化財に関する業務全般にあたっている。

(5) この間、博物館も民俗資料の収集・整理に努め、昭和58年から越後縮関連資料のコレクションづくりに力を入れ、翌59年より文化庁の天野主任調査官の指導を得ながら整理を進めていた。調査、写真撮影、計測、作図、台帳作成と、1点ずつの大変手間と時間のかかる仕事である。職員では手が足りず、臨時職員やパートを頼み4年がかりで2098点のコレクションを完成する。これは、昭和61年3月31日「越後縮の紡織用具及び関連資料」として重要有形民俗文

化財に指定された。

館では引き続き、十日町の雪に関する民俗資料の整理に入る。約5年の歳月をかけ3868点という膨大な資料を整理・分類し、平成3年1月19日、「十日町の積雪期用具」として重要有形民俗文化財の指定を受けた。

更にこの年の3月29日には、「笹山遺跡出土品一括」918点が、県指定の文化財に指定された。（この物件は、前年平成2年2月、市の文化財に指定されていたものだが、県指定1年半後の平成4年6月22日には、10点を追加して重要文化財に指定されている。希に見る速さであった。）

重文指定の説明書には、「本遺跡を特徴づける遺物は、20箇体まとまって出土した火焔形土器である。その内訳は（鶴頭冠形）と称されるもの14箇、（玉冠形）と称されるもの6箇体であるが、これほどまとまって火焔形土器が出土した例は希有である。

在地の土器である火焔形土器の他に東北、中部高地、北陸と各地域の器形と文様構成の影響を受けた土器も存在する。このような土器様相は当該地域の特色をよく示している。－中略－一本一括品は、縄文時代を代表するといわれる火焔形土器が今までになく質、量ともに豊富であることと、これが製作された時期・地域の集落のあり方、生活状況を知る上で極めて重要である。」と述べられている。

(6) 平成に入っての国、県、市の文化財指定物件数は、全35件の内15件と半数近くを占める。文化財課として独立した組織になった成果であろう。

重要文化財は前記の2件であり、県指定の文化財は建造物の「神宮寺観音堂・山門 2棟」で、平成3年3月に指定されている。これは重要文化財に匹敵する内容の物件であり、今後重文への働きかけをしていく必要がある。

市指定文化財は12件指定している。平成元年には「十日町織物歴代標本帳」15冊を追加指定し、天然記念物としては久しぶりに「高龍神社社叢」を指定。同2年には、「縮問屋加賀屋の御用縮及び関連資料」110点、これは江戸時代の縮織りの内容がわかる貴重な資料である。

考古資料では「笹山遺跡出土品一括」（これは重文に指定された928点以外の資料である）、「馬場上遺跡出土品一括」が指定されている。同4年12月には、「笹山遺跡」の史跡指定。地権者全員の同意

は得られなかつたが、引き続き同意を求めていくことで部分指定にこぎつけた。

この年「安養寺松尾神社の大スギ」「安養寺円通庵の三本スギ」も指定。同5年には、建造物の専門調査を実施。これをもとに「智泉寺山門」と「觀泉院山門」を6年と7年に指定。

植物・植生・自然環境などについては、同4年に専門家による指導を受け、その中から6年に「枯木又龍王池とカスミザクラ及び三本スギ」を指定した。

無形民俗文化財は、後世に残してゆかなければならぬものがたくさんあるが、の中でも特長がある「新水のドウラクジンとハネッケーシ」を7年に指定。そしてこの年、佛像の専門家による調査を実施して8年3月には「来迎寺阿弥陀如来立像」を指定した。更に今年度は「入山のカスミザクラ」の天然記念物指定をして現在に至っている。

（波形卯二）

※本稿は、執筆者の要請により、編集者が文章を整え、訂正・削除・加筆をほどこした。

2. 予算と決算

平成8年度予算の概要と特徴

平成8年度文化財課の予算と決算は、下表の通りであるが、その概要と特徴について略述する。

支出内容は大別して、1一般経費、2文化財保護調査費、3埋蔵文化財関係経費となる。

1は文化財保護審議会を含む一般経費。2は埋文以外の文化財関係経費、補助金等である。そして予算の大部分は3が占めている。

平成8年度の主な特徴は、3の内でも県営圃場整備関係予算が前年に比べ約5倍に増加している点で

ある。これは、調査遺跡数の飛躍的増加に伴うもので、作業員の大量雇用分が盛り込まれている。他に調査概要報告書の印刷製本費、航空測量、図化委託等の委託料が含まれる。又、市単の調査経費は、一本化して圧縮され、窮屈な予算となっているが、その中から年報経費を捻出している。なお、リゾート開発関係の調査費は6年目で最終年度である。こうした厳しい状況でも、既発掘資料の整理・研究のために、指導者招聘予算等を出来るだけ確保している。2では、県指定文化財保存修理事業に伴い、神宮寺観音堂・山門の茅屋根修理(6年継続の1年目)に補助金を計上している。

○歳入予算

(単位：千円)

11款 国庫支出金		2項 国庫補助金		3目 労働費国庫補助金	
節	金額			説明	備考
1. 労働費補助金	271	高年齢者就業機会開発事業補助金		委託料の一部充当	
17款 諸収入		4項 受託事業収入		3目 教育事業受託収入	
節	金額			説明	備考
1. 遺跡調査業務受託収入	63,750	圃場整備事業遺跡発掘調査受託収入		国・県費	
17款 諸収入		5項 雜入		3目 雜入	
節	金額			説明	備考
7. 教育雑入	8,200	遺跡発掘調査整備事業費		当間高原リゾート	

○歳出予算

(単位：千円)

節	金額	説明	節	金額	説明
1. 報酬	154	文化財保護審議会委員(7人)	14. 使用料及び賃借料	5,969	発掘用重機借上料ほか 4,744 発掘用自動車借上料 980 私有車借上料 182 携帯電話借上料 63
7. 貨金	62,117	臨時職員賃金 3,602 発掘調査人夫賃金 51,264 遺物整理人夫賃金 7,072 文化財保護人夫賃金 101 文化財調査人夫賃金 44 文化財整理人夫賃金 34	15. 工事請負費	750	指定文化財説明板設置工事
8. 報償費	570	発掘調査指導者謝礼 300 発掘調査協力者謝礼 60 遺物整理指導者謝礼 180 文化財調査研究謝礼 30	16. 原材料費	345	遺構保存用原材料
9. 旅費	204	費用弁償 44 普通旅費 160	18. 備品購入費	245	文化財資料 備品図書 45
11. 需用費	5,559	消耗品費 2,924 燃料費 370 食糧費 35 印刷製本費 1,660 修繕料 570	19. 負担金補助及び交付金	1,243	指定文化財管理補助金 543 指定文化財保存修理事業補助金 700
12. 役務費	146	通信運搬費 90 手数料 23 保険料 33	22. 補償補填及び賠償金	988	笛山遺跡指定補償料
13. 委託料	12,030	遺跡地形測量委託料ほか 7,950 発掘調査作業(遺物整理) 委託料 4,080	27. 公課費	14	自動車重量税
			合計	90,334	

平成8年度予算執行状況

当初予算で75,000千円を計上していた、県営圃場整備関係の発掘調査予算を、20,000千円減額した。(9月と3月の補正で10,000千円づつ)これは、北原東遺跡全体とアミダ屋敷A遺跡の大部分が盛土保存することになったことに伴い、発掘調査の必要がなくなったからである。又、晒川ダム関係の調査が、

平成9年度に延期となったため、市単事業の測量委託料に余分が生じたほか、笹山遺跡追加指定地補償料が、地権者の同意を得られず執行できなかった。

その他の事業では、ほぼ順調に予算を消化し、実績を上げることができた。特に、ここ15年間途絶えていた発掘調査報告を、概報ではあるが刊行できたこと、初めての文化財年報を発刊できたことの意義は大きい。

(竹内俊道・石原正敏)

○歳出決算

(単位:千円)

11款 国庫支出金		2項 国庫補助金		3目 労働費国庫補助金	
節	金額	説明		備考	
1. 労働費補助金	271	高年齢者就業機会開発事業補助金		委託料の一部充当	
17款 諸収入					
節	金額	説明		備考	
1. 遺跡調査業務受託収入	46,750	圃場整備事業遺跡発掘調査受託収入		国・県費	
17款 諸収入					
節	金額	説明		備考	
7. 教育雑入	8,200	遺跡発掘調査整備事業費		当間高原リゾート	

○決算(見込)

(単位:円)

節	金額	説明
1. 報酬	126,500	文化財保護審議会委員(7人)
※ 7. 賃金	42,734,358	臨時職員賃金 発掘調査人夫賃金 遺物整理人夫賃金 文化財保護人夫賃金 文化財調査人夫賃金 文化財整理人夫賃金
8. 報償費	614,560	発掘調査指導者謝礼 発掘調査協力者謝礼 遺物整理指導者謝礼 文化財調査研究謝礼
※ 9. 旅費	164,000	費用弁償 普通旅費
※ 11. 需用費	8,530,339	消耗品費 燃料費 食糧費 印刷製本費 修繕料
※ 12. 役務費	92,412	通信運搬費 手数料 保険料
※ 13. 委託料	9,249,430	遺跡地形測量委託料ほか 発掘調査作業(遺物整理)委託料 4,078,830

節	金額	説明
※ 14. 使用料及び賃借料	4,681,880	発掘用重機借上料ほか 発掘用自動車借上料 私有車借上料 携帯電話借上料
15. 工事請負費	749,840	指定文化財説明板設置工事
16. 原材料費	345,000	遺構保存用原材料
※ 18. 備品購入費	245,000	文化財資料 備品図書
19. 負担金補助及び交付金	1,243,000	指定文化財管理補助金 指定文化財保存修理事業補助金
22. 補償補填及び賠償金	0	笹山遺跡指定補償料
27. 公課費	14,000	自動車重量税
※ 合計	68,790,319	

※3月19日現在の決算見込額

(庭山敏子)

3. 文化財保護審議会の経過

平成8年度は、6月11日を以て、第12期の委員任期が満了し、12日付で第13期委員が就任した。委員7名中6名が引き続きその任に当たり、連続5期を勤めた島田靖久委員に代わって、新たに須藤重夫委員が後任として就任した。

◆第1回 6月7日(金) 午後1時半～5時 第12期委員最後の審議会。

《出席委員》

竹内道雄、樋熊清治、佐野良吉、大島伊一、
上村政基、田村喜一 各委員

《文化財課》

波形課長、熊木補佐、阿部係長
(竹内文化財主事会議のみ)

市指定文化財候補物件現地視察。マイクロバスにて秋葉山城跡、笹山遺跡へ。秋葉山は指定の範囲を、笹山は説明板設置場所の検討と今後の活用の観点から視察。現地視察後、博物館に於て会議開催。任期満了に伴う次期委員について、辞退のあった島田委員を除く各委員に引き続き委員に委嘱。8年度の市指定候補物件を、秋葉山城跡として準備中であること、懸案の入山のカスミザクラは、立地条件、鳥害による樹勢への懸念から保留中であること、笹山遺跡追加指定予定地の地権者交渉経過を報告し了承を得た。ただ樋熊委員から、専門家の立場でカスミザクラは指定に値する旨の発言があった。その他埋文調査等報告事項あり。

◆第2回11月22日(金) 午後1時半～3時半 第13期委員最初の審議会。

《出席委員》

竹内道雄、樋熊清治、佐野良吉、大島伊一
上村政基、田村喜一、須藤重夫 各委員

《文化財課》

生越教育長、熊木補佐、阿部係長
竹内・石原文化財主事

須藤新委員紹介。委員長に竹内道雄氏、職務代理者に樋熊清治氏選出。会議に移り、報告事項の後、秋葉山城跡指定交渉及び笹山遺跡地権者交渉の不調と今後の対応について審議。新年度指定に向けて努力を続ける事で了承。次いで委員より、入山のカスミザクラの今年度指定が要望された。又、越後アンギン技術の早期指定についても提案がなされた。更に新年度の方針と重点に移り、9年度は市文化財保

護条例施行25周年に当たることから、文化財フェアや文化財管理者懇親会の開催についての意見が提出された。文化財保護研修会などの連絡事項あり。

◆第3回3月11日(火) 午後1時半～3時半 平成8年度市指定文化財指定審議の審議会。 《出席委員》

竹内道雄、樋熊清治、佐野良吉、
上村政基、田村喜一、須藤重夫 各委員

《文化財課》

生越教育長、波形課長、熊木補佐、阿部係長
竹内・石原文化財主事

「入山のカスミザクラ」の市指定天然記念物指定について審議。全員一致で指定に賛同。答申書を教育委員会(教育長)に提出。

新年度の主な事業や埋文調査について報告事項あり。

△中魚沼郡・十日町市社会教育振興会主催 文化財保護研修会

11月28日(木) 午後1時～6時
当番 十日町市 研修参加者 28名

《文化財視察》 市マイクロバス利用
竹内文化財主事の案内・説明による市文化財見学。
(觀泉院山門、智泉寺山門、神宮寺觀音堂・山門)
《講演会》 講演 於 やまだ屋 四日町1
演題：「文化財パトロール員からみた

文化財保護の現状と課題」

講師：大島伊一氏(新潟県文化財パトロール員・
十日町市文化財保護審議会委員)

《情報交換会》 参加者26名

講演に引き続き同所にて情報交換・懇親会を開催。

まとめ

通常年4回開催の会議が、8年度は3回しか開催されなかった。発掘調査の激増や博物館事業の展開で時間がとれなかったこともあるが、指定候補物件を指定に持ち込めなかった点は、事務局として大いに反省を要する。又、委員から提案のあった越後アンギン技術の指定や、文化財フェア等も新年度への課題として真剣に取り組まなければならない。

埋文発掘調査に追われる当課であるが、竹内委員長の挨拶にあった「埋蔵文化財の保存は発掘だけではなく現状保存も大切なではないか」の発言が心に残った。

(竹内俊道・熊木 剛)

II. 指定文化財

1. 新指定文化財－平成8年度の指定状況－

はじめに

I章3節の文化財保護審議会の経過でふれたように、平成8年度の指定文化財候補物件は秋葉山城跡（史跡）、笹山遺跡（史跡　追加指定）、入山のカスミザクラ（天然記念物）の3件であった。このうち、新しく市指定文化財の指定を受けたのは入山のカスミザクラの1件のみであった。これは、秋葉山城跡の指定交渉と笹山遺跡の地権者交渉が、関係者のご努力にもかかわらず不調に終わったことがその大きな要因である。

入山のカスミザクラについては平成9年2月27日付けで所有者・管理者からの申請書を十日町市教育委員会が受理し、同2月28日付けで十日町市文化財保護審議会に諮問、同3月11日に審議及び答申が行なわれ、同3月24日の十日町市教育委員会で指定が決定した。また同日告示され、所有者・管理者に指定書が送付された。

ここでは新指定された入山のカスミザクラの概要について紹介するとともに、ここ5～6年の指定文化財候補物件の選定から調査、そして指定に至る経緯についても合わせてふれてみたい。

1. 十日町市の指定文化財

十日町市には35件の指定文化財がある（平成9年3月末現在。詳細は附表を参照）。その区分は、国指定3、県指定7、市指定25である。また、種別ごとの構成は、建造物3（県1、市2）、絵画2（県1、市1）、彫刻3（県2、市1）、工芸品3（市3）、考古資料3（国1、市2）、歴史資料1（市1）、有形民俗3（国2、県1）、無形民俗4（市4）、史跡5（県1、市4）、名勝1（市1）、天然記念物7（県1、市6）である。文化財課では、文化財は市及び市民全ての貴重な財産であり、後世に伝える義務があるとの認識のもとに、文化財保護活動を進めている。

2. 文化財の選定及び調査

十日町市では、この10年余りの間、ほぼ毎年のように1～3件の市指定文化財の指定を行なってきている。これは、数年に1回の割合で指定文化財候補

物件の更新をしていることや地道な調査活動が功を奏していると考えている。文化財保護審議会委員からの情報や調査実績などに基づき、事務局で叩き台を作成し、審議会にはかり修正を加えるという形式をとっている。ちなみに最も最近の更新は平成6年6月であり、建造物4、絵画3、書跡1、彫刻4、工芸品2、考古資料1、歴史資料6、有形民俗3、無形民俗4、史跡4、天然記念物5が候補物件としてあげられた。秋葉山城跡と入山のカスミザクラのことは、前々から話題にのぼっており、当然この時も候補物件として残った。

候補物件については、2年おきくらいに専門家による調査を行なっている。近年の調査例を紹介すると、仏像調査I・II（慶應義塾大学名誉教授　西川新次先生　平成2年・7年）、植物調査（新潟大学教授　石沢進先生　平成4年）、建造物調査（文化財建造物保存技術協会　伊原惠司先生　平成5年）などがある。それらの調査成果を基に、枯木又龍王池とカスミザクラ及び三本スギ（平成6年）、智泉寺山門（同）、観泉院山門（平成7年）、来迎寺阿弥陀如来像（平成8年）が市指定文化財に指定されている。調査には可能な限り審議会委員にも同行いただいている。また、これとは別に各委員と事務局による調査も隨時実施している。

3. 新指定文化財の概要

新しく指定を受けた入山のカスミザクラは、十日町市大字中条字向山丙1906-1に所在する。所有者及び管理者は五軒新田の山本丑松氏である。種名のはっきりした山桜では、県内最大級のものである。

入山は、市内中条の下大井田川の源流域に位置する。この集落は、戦後しばらく15戸を維持してきたが、平成元年を最後に全戸が里に下り、今は空き家2戸を残すのみである。

八幡・五軒新田から、入山に向かって2kmほど登ったあたりから、対岸の山腹に山桜の大木が見えるようになる。毎年4月29日のみどりの日ごろが満開の状態になる。この桜は入山向山の通称“ゼンマイ平”にある。海拔は約350mを測る。広い低木の二次林（ボイ山）の中に生育している。長岡市立科学博物館植物研究室の調査によれば花の色が淡い「カ

ミザクラ」の単木で、樹形は地上60cmあたりから2枝に分かれるが、里側の大枝がよく伸び、枝張りは約10mに達している。樹高は9mで、太さは立ち上り部分の幹周りが4m78cm、直径が1m52cmである。

この場所は、中条村入山と四日町村・尾崎村との入会地となっていたため、入会地の範囲をめぐって紛争が続いた。中でも、宝永・正徳年間（1704年～1716年）の山論（山争い）は、幕府が裁定するほどの大事件であったという。十日町市史編さん室によると「中条村入山と四日町村・尾崎村との村境・入会の範囲をめぐる論争は、寛文12年（1672）、高田藩郡奉行大門与兵衛の裁許によって村境が釜沢・刈安沢と定められた。その後、四日町村・尾崎村の戸数が増えたことにより入会の範囲をめぐって論争は再燃し、宝永4年（1707）当時の幕府代官金丸又左衛門、正徳3年（1713）勘定奉行所の裁許により入会の範囲は小つるね－水尻沢落合－ぜんまい平の峯通りを新庄村界までとすることが確定した」という。

当時、その境に生えていた1本の若木に、入山と里方の代表が話し合って結び目を作り、目印に定めたといわれている。約280年前の出来事である。その後、両者はこの桜を“境桜”と呼び約定の証にし

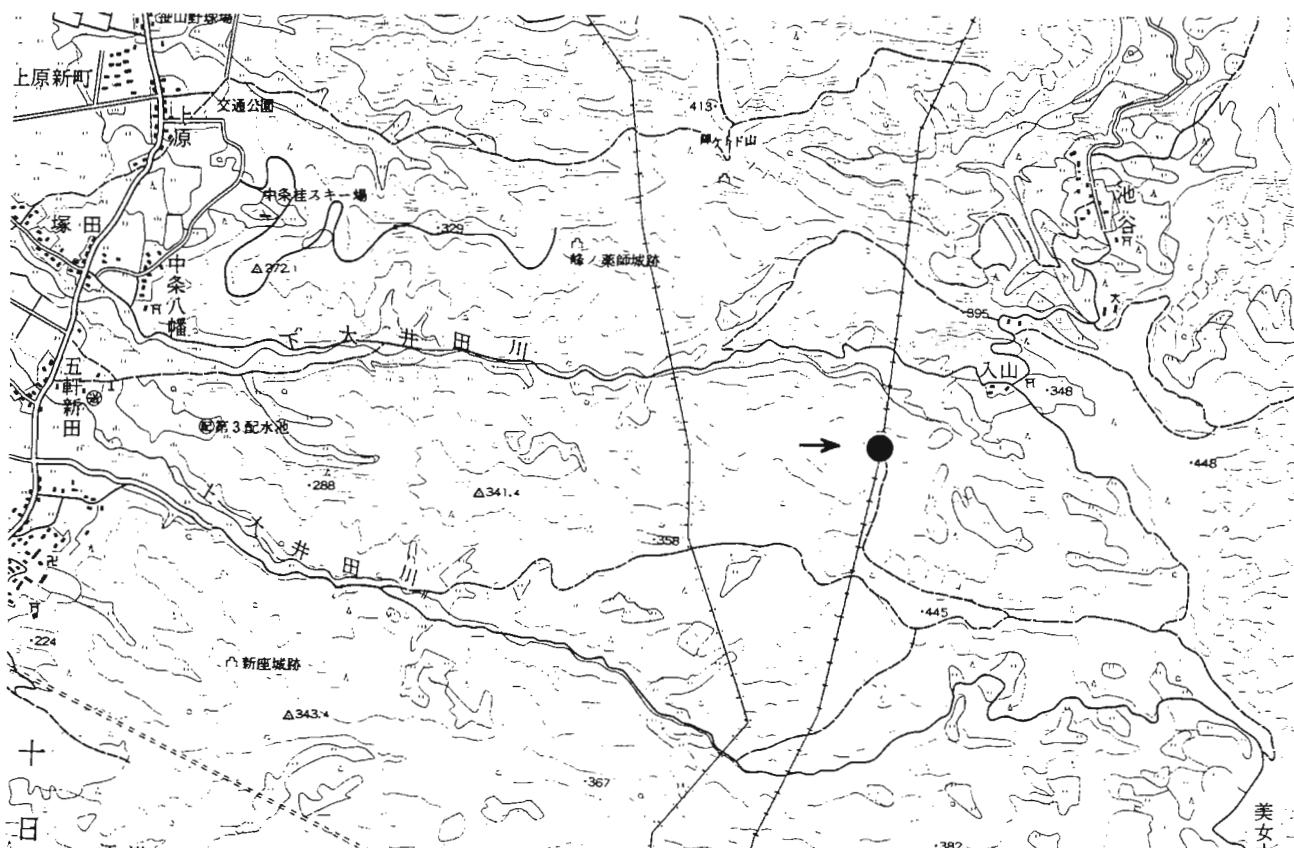


図1 入山のカスミザクラ位置図

てきたという。また、大木なので“大桜”、すじまきなど苗代支度のころ開花するので“苗代桜”と呼ばれ、親しまれてきた。幼樹のころ結ばれた結び目は、大木になった現在でもわかるという。

この桜は、樹勢はさかんであり、その大きさばかりでなく、歴史的経緯のはっきりわかるものとしてその文化財的価値は高い。

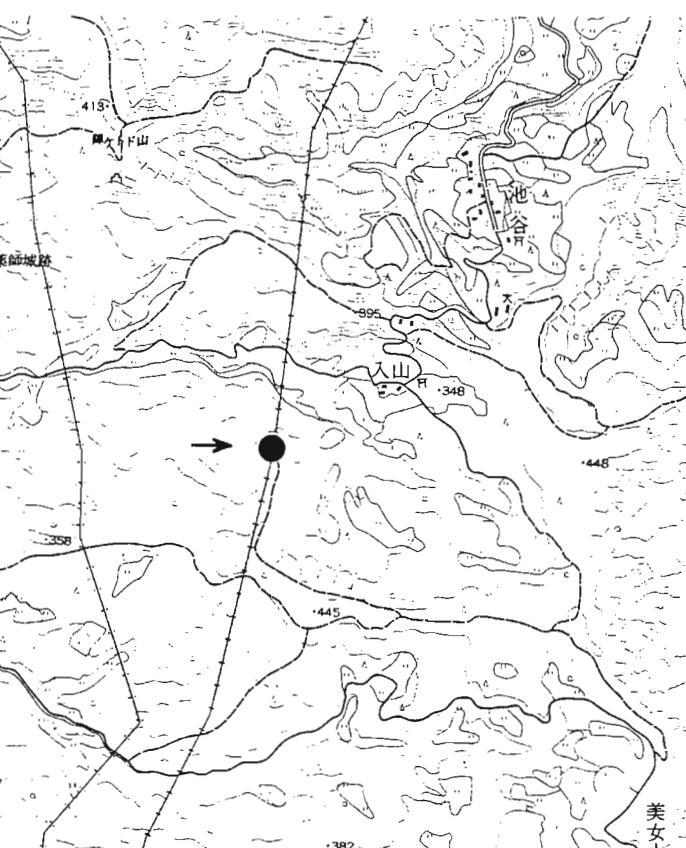
おわりに

文化財保護は地道な活動である。しかし、大切な地域資源を後世に守り伝える意味では重要な仕事である。文化財課が今後積極的に取り組むべき課題として、①継続的調査による文化財の把握とデータの蓄積、②文化財の大切さを伝える広報活動の充実、③都市内の文化財解説書（ガイドブック）の刊行、④文化財を活かした「まちづくり」の提案、などがあるだろう。文化財保護審議会の各委員をはじめ、指定文化財管理者及び関係者の皆さんと手を携えながら、これからも文化財保護活動を強力に推し進めていきたい。

（石原正敏・竹内俊道）

〈参考文献〉

- 『十日町市史資料編1 自然』（平成4年刊）
- 『十日町市史資料編4 近世一』（　　）



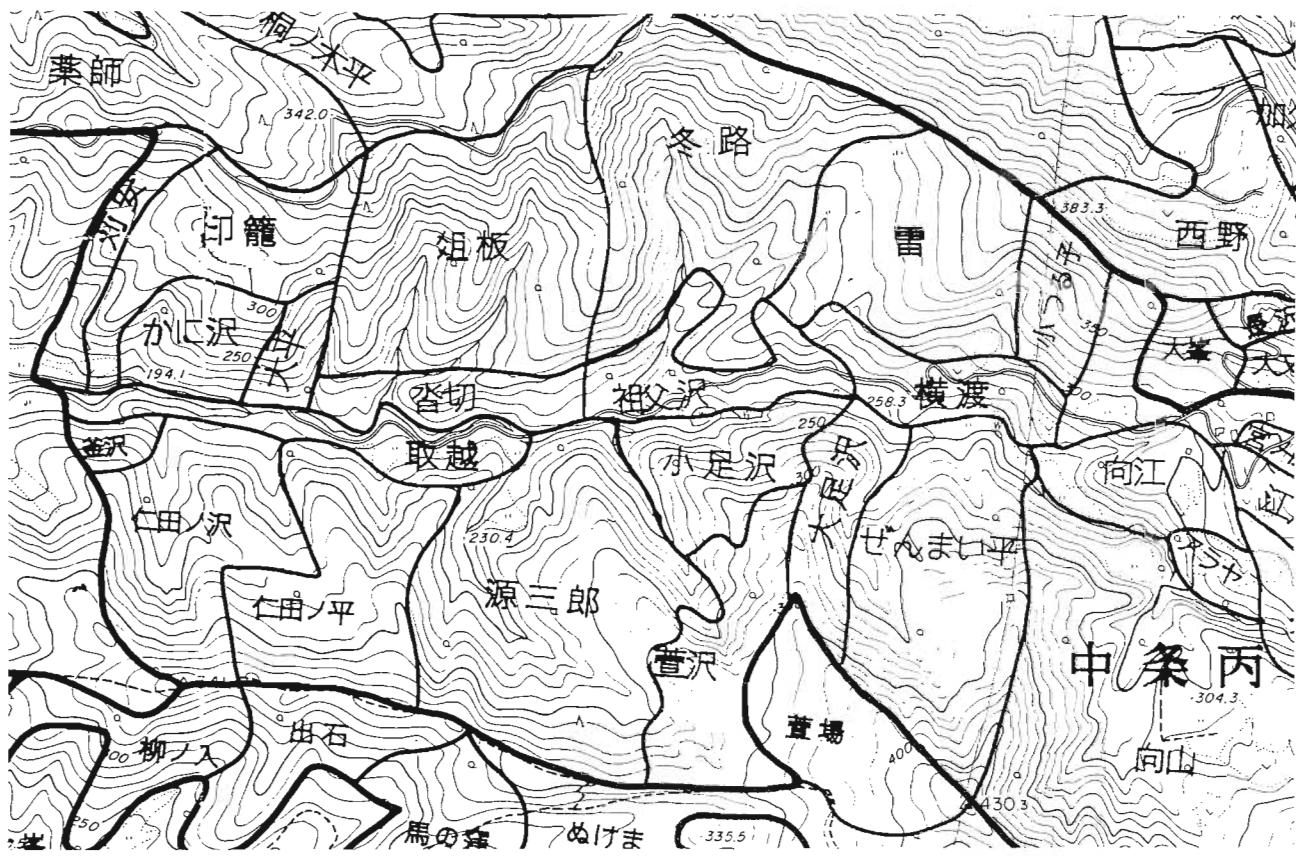


図2 字切図

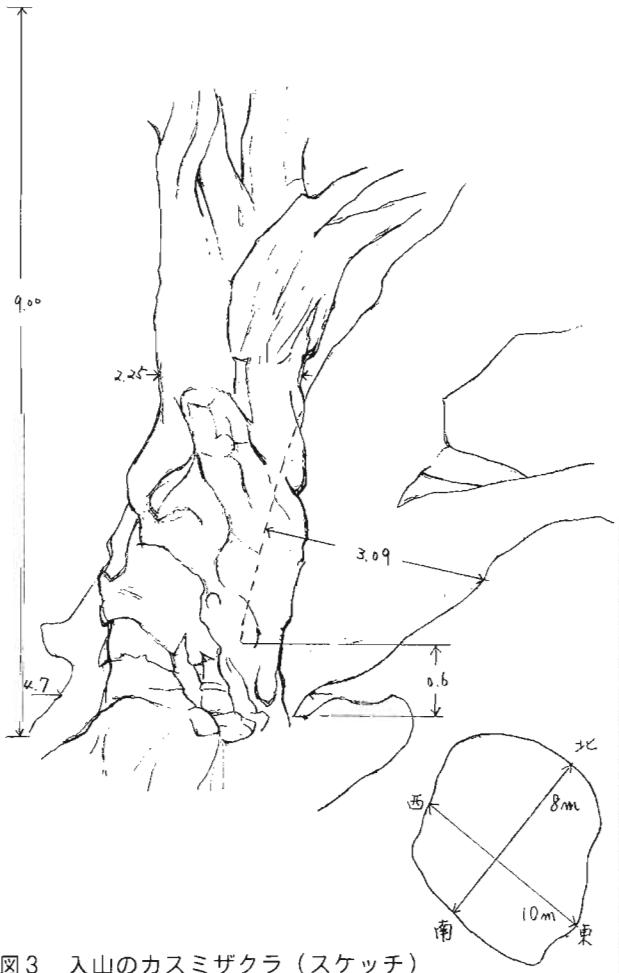


図3 入山のカスミザクラ（スケッチ）

写真1
近景



写真2 全景

2. 指定文化財の保存、管理等

●保存、管理委託補助

指定文化財の保存、管理については、国・県・市指定の区分にかかわらず、市が所有し、または管理している文化財以外は、文化財の所有者（管理者）等に保存、管理を委ねている。そのなかで、有形の屋外に所在する文化財および、無形民俗文化財については、例年のように管理費用の一部を補助した。内訳は次のとおりである。

〈県指定文化財〉		(単位：円)
史 跡	大 井 田 城 跡	58,000
天然記念物	小貫諫訪社の大スギ	17,000
〈市指定文化財〉		
建 造 物	智 泉 寺 山 門	17,000
	觀 泉 院 山 門	17,000
史 跡	鉢 の 石 仏	58,000
	大黒沢正平在銘梵字碑	17,000
	四日町神宮寺境内地及び山林	58,000
名 勝	積 翠 荘	36,000
天然記念物	姿箭放神社の大ケヤキ	17,000
	高 龜 社 社 叢	58,000
	安養寺松尾神社の大スギ	17,000
	安養寺円通庵の三本スギ	17,000
	枯木又龍王池とカスミザクラ及び三本スギ	36,000
無形民俗	赤 倉 神 樂	30,000
	大 の 坂	30,000
	新 保 広 大 寺 節	30,000
	新水のドウラクジンとハネッケーン	30,000
	合 計	543,000

●保存修理補助

指定文化財のき損による保存修理費および、保存に要する設備、備品費は、原則として市指定については市が1/2、県指定については県が1/2、市が1/4、国指定については国が1/2、県が1/4、市が1/8を補助することになっているが、予算の範囲内での対応で減、増がみられる。

今年度は、県指定・建造物「神宮寺観音堂・山門」の所有者が、観音堂正面の茅屋根葺替保存修理工事を、総額2,801,718円で実施したので、県が1/2の1,400,000円、市が1/4の700,000円を補助し、残額を所有者が負担した。この保存修理は、茅屋根建造物という文化財の性格上サイクル的に行なう必要があり、これまででは、所有者が市費の単独補助

(1/2前後)等を得ながら、ほぼ毎年のように実施してきたものである。今年度の保存修理補助事業の経過および成果は、以下の補助事業者(神宮寺)からの実績報告書(抜粋)のとおりである。

神宮寺観音堂茅屋根葺替工事の経過および成果報告

〈経 過〉

工 期 平成8年(1996)7月29日～9月12日

検 査 平成8年(1996)9月13日

〈成 果〉

神宮寺の主要建造物である観音堂正面の、破損箇所および朽ちて苔むしていた全体が、今回の葺替工事によって茅葺き特有の美しい姿に生まれ変わった。

また、雪害等による茅のいたみからくる雨漏りの危険も防止できた。

今後、5年間をかけて観音堂・山門の茅屋根全体の保存修理を完成させる予定であるが、この豪壮な建物と茅葺屋根の美しさを、郷土のシンボルとして内外にPRし、文化財保護実践のモデルとしたい。

補助事業収支精算書

ア 収 入 の 部

(単位：円)

区分	予算額	精算額	増 減	備 考
県 費 補 助 金	1,400,000	1,400,000	0	1/2 補助
市 費 補 助 金	700,000	700,000	0	1/4 補助
所有者 負担金	700,000	701,718	▲ 1,718	神宮寺 負担分
その他の 他	0	0	0	
合 計	2,800,000	2,801,718	▲ 1,718	

イ 支 出 の 部

(単位：円)

区分	予算額	精算額	増 減	備 考
茅 等 材 料 費	520,000	417,718	▼ 102,282	茅・押木・藁 繩・番線
職 人 手 間 費	1,800,000	1,940,000	▲ 140,000	20,000円 ×97人
人 足 手 間 費	120,000	128,000	▲ 8,000	8,000円 ×16人
補 助 者 手 間 費	210,000	245,000	▲ 35,000	7,000円 ×35人
借 用 料 材 料 等	50,000	30,000	▼ 20,000	ワインチ
運 搬 費	100,000	41,000	▼ 59,000	材料等運搬費
合 計	2,800,000	2,801,718	▲ 1,718	



観音堂茅屋根正面（向拝部分）修理



同左（破風部分）修理



修理完成

●公開と活用

国・県・市指定文化財の公開と活用については、博物館の常設展示室での通年一般公開のほかに、特別展での時限公開を行ない活用を図っている。今年度は、国重文「笹山遺跡出土品一括（928点）」の一部を、特別展「縄文の美—火焔土器の系譜」で展示公開した（詳細は別項参照）。

また、ここ数年来、市の施設見学「文化財見学コース」に便乗した形で、屋外に所在する指定文化財を中心に公開、解説し活用を進めている。今年度の見学内容等は次のとおりである。

日 時 平成8年8月21日 参加人数 25名

内 容 大黒沢正平在銘梵字碑 — 姿箭放神社の大ケヤキ — 安養寺円通庵の三本スギ — 安養寺松尾神社の大スギ — 鉢の石仏 — 笹山遺跡出土品、越後縮資料、十日町の積雪期用具など(以上博物館展示中) — 野首遺跡発掘現場 — 高龜神社社叢

次に、「赤倉神楽」は、昭和51年(1976)11月に市の無形民俗文化財の第1号として指定され、今年で20周年を迎えた。赤倉地区および赤倉神楽保存会では、これを記念して各種の事業を展開してきたが、その中の幾つかについては、市が補助した。まず、4月24日に近藤忠造氏による神楽講演会（文化財保護費補助）が開かれた。次いで9月16日には、クロス10において赤倉神楽20周年記念公演が開催され、満席の1,000人強の入場者を数えたが、これには社会教育費から20万円の補助があった。このほか、農業費（農林課）から集落活動に関する研修費20万円が補助され、また県費からの補助もあった。

●標柱、説明板の設置

文化財の指定標柱は、屋外に所在するものを中心に、国・県・市指定の別によらず、指定後できるだけすみやかに設置するよう努めてきた。また、標柱は木製角材のため、数年ほどで腐朽してしまい隨時取替えているが、将来的にはステンレスないしFRP製への切替えが必要である。今年度は、屋外に所在する新指定物件が無かったため、標柱の新設はなく、また取替えの要もなかった。

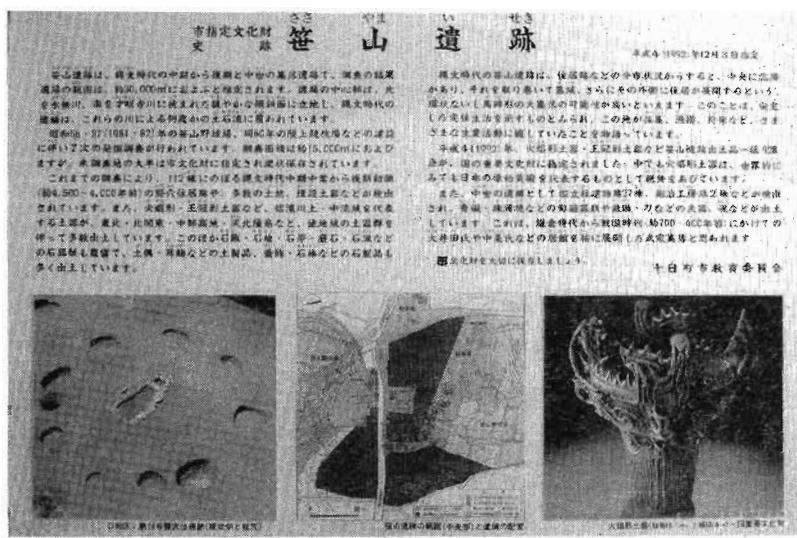
文化財の説明板は、原則として屋外に所在するものについて設置することにし、現在までに13物件が完了している。説明板は、文化財の保護と活用にとっては、指定後できるだけ早期の設置が望ましいが、現状では高額なものであるため、指定年度より1～数年おくれて設置している状況にある。

説明板のサイズは、文化財の種別、形状、規模等によって概ね2大別し、仕様については、支柱を着脱式の雪国仕様にするなどできるだけ統一するようにしている。天然記念物などは、縦40cm×横60cm×高さ175cmの小型品を、史跡などは、縦80cm×横120cm×高さ200cmの中型品を設置している。

今年度は、市指定史跡「笹山遺跡」の説明板を「火焔フォーラムと縄文の夕べ」に合せて急拠設置したため、当初予定していた市指定建造物「智泉寺山門」、同「觀泉院山門」の2物件への設置は、次年度以降に持ち越すことになった。

笹山遺跡の説明板は、写真をはじめ解説内容が豊富であったため中型品を用いたが、これに初めてカラーによる写真と図面を取り入れた。工事概略、経費および説明板内容は下記、写真のとおりである。

工事名 史跡「笹山遺跡」説明板設置工事
 仕様 ダイヤプレート社 型式A F - 7 G B
 アルミニューム銘板、カラー写真・図面挿入。ステンレス支柱、着脱式。
 設置場所 笹山野球場正面入口付近、駐車場脇
 工期 平成8年(1996)9月19日～10月10日
 経費 749,840円 請負業者(株)丸山工務所



●その他

文化財課の業務の内、発掘調査等埋蔵文化財関係業務及び指定文化財関連業務を除く仕事と成果をその他として報告する。

■越後アンギンの技術伝承に関する業務

越後アンギンは、その起源を縄文時代に遡ることができる編布で、現在では十日町市・中魚沼地方及び東頸城地方にのみ残された布である。(現存製品数60余点)

文化財課では、この布と製作技術を貴重な文化財ととらえ、その技術保存と伝承に力を注いでいる。

具体的には、越後アンギン技術の保存・伝承を目的に有志を募り、越後アンギン伝承会を組織し、その活動を助けています。主な内容は、

- ・十日町市博物館内に活動会場、格納場所を提供。
- ・文化財課予算からの原材料(麻・苧麻)購入と現物支給補助。
- ・学習会の開催や情報提供であり、他に、外部か

らの各種問い合わせや学習・講習希望者への対応と資料提供などである。

越後アンギン伝承会は、平成6年の越後アンギンシンポジウムをきっかけに誕生したアンギン同好会を母体に、平成7年から内容・組織を発展させた会であり(会員15名)、毎週金曜日午後、技術伝承を主目的に作業に励んでいる。

この越後アンギンの伝統的製作技術は、文化財の指定候補物件ともなるべきものである。

■銃砲刀剣類等登録取り扱い

8年度の登録取り扱い等は1件もなかった。

□説明板修理

平成7年度に設置した、枯木又龍王池とカスミザクラ及び三本スギの説明板支柱基部が、除雪作業のブルトーザーにより破損したため、雪消え後、修理を行なった。費用は原因者負担。

□その他文化財の環境整備

・坪野館跡－この館跡は中条地区にあり、主郭を取り巻く土壘と空堀などが遺存するが、宅地化が進み文化財指定には躊躇せざるを得ない状態にある。しかし、雑草の繁茂で景観上見苦しく、衛生的に問題化する恐れがあるため、平成6年より地権者の協力を得て、毎年除草等の環境整備をしている(文化財保護人夫賃金充当)。

・歴史の道－文化庁は平成8年11月1日、歴史の道100選として78ヶ所を選定したが、その中に上杉謙信の軍用道として松之山街道が選ばれた。当市では名ヶ山北西方の薬師峠から旧茶屋までの約650mが含まれる。次年度以降標柱設置や下草刈りなどの環境整備を検討していく必要がある。

(阿部恭平・竹内俊道)

III. 埋蔵文化財

1. 発掘調査概要

はじめに

平成8年度の十日町市の遺跡調査件数は、22件とという膨大な数にのぼった。これは、ほ場整備事業、区画整理事業、リゾート開発事業などの開発行為が集中したことに起因する。本稿では、そのすべてを網羅することはできないが、本調査された5件について紹介する。

野首遺跡

野首遺跡は、下条上新田地区の県営ほ場整備事業に伴い平成7年度からの継続調査で、本年度は4月から10月までの約7ヶ月間に渡り発掘調査を行った。

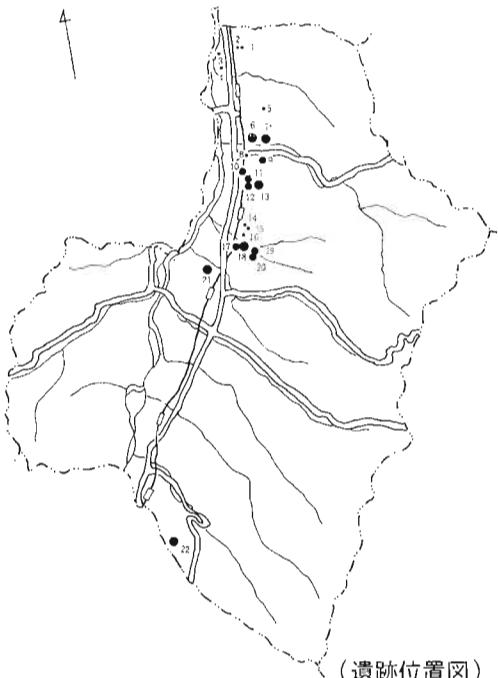
本遺跡は、十日町市の北部、下条上新田公民館西方約100mにあり、南側には近接して信濃川の支流飛渡川が流れ、良好の漁場を形成している。標高は約120mで、河岸段丘根深面上に位置している。

また、近くには行塚遺跡（縄文時代中期～後期）、戸屋遺跡（縄文時代前期・近世・近代）、廿日城跡（中世）、飛渡川の対岸には北原八幡遺跡（縄文時代前期～後期）、北原西遺跡（弥生時代・中世）などの遺跡がある。

平成元年には、今回の発掘調査区より下段にある南東約250mの地点約1700m²が、送電線鉄塔建設工事に伴い調査され、平安時代の掘立柱建物跡や土坑、土師器・須恵器などのほか縄文土器が発見されている。

本年度の発掘調査は、約6300m²の範囲で行われ、遺物の出土量は、十日町市における発掘史上最大の量となった。これらの大部分は、調査区南側の土器捨て場から出土している。

発見された遺構と遺物は、縄文時代中期（今から約5000年前）から縄文時代後期（今から約3500年前）のものである。



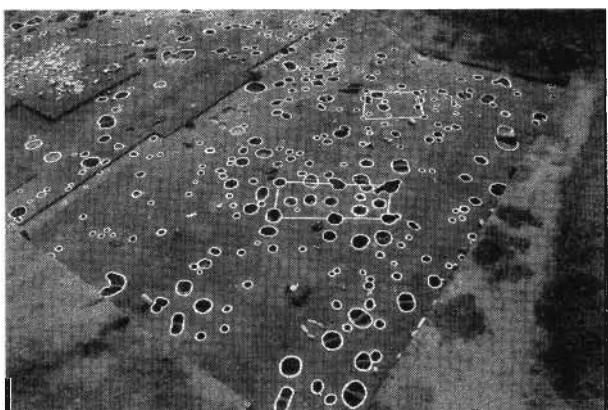
(遺跡位置図)

- 1 十二冲A遺跡（試掘）
- 2 十二冲B遺跡（試掘）
- 3 春山遺跡（試掘）
- 4 寿久保遺跡（試掘）
- 5 中曾根A遺跡（試掘）
- 6 野首遺跡（本調査）
- 7 戸屋遺跡（本調査）
- 8 北原八幡遺跡（試掘）
- 9 岡山遺跡（確認）
- 10 アミダ屋敷A遺跡（確認）
- 11 谷内田遺跡（確認）
- 12 島B遺跡（確認）
- 13 島A遺跡（本調査）
- 14 原田A遺跡（試掘）
- 15 原田B遺跡（試掘）
- 16 梨ノ木遺跡（試掘）
- 17 白井田B遺跡（確認）
- 18 白井田A遺跡（本調査）
- 19 扇田遺跡（確認）
- 20 上五斗苗遺跡（確認）
- 21 やせ舟遺跡（本調査）
- 22 なんぜん萱場遺跡（本調査）

主な遺構には、堅穴住居跡12棟（中期）、掘立柱建物跡6棟（中期）、配石28基（後期）、埋設土器、石組炉、柱穴、土坑及びフラスコ状土坑などがある。写真のように無数の柱穴、土坑があり、今後の精査によっては、住居跡の件数が増える可能性がある。

配石は、礫を立て楕円形もしくは隅丸方形に巡らし、その内側に円形の扁平礫を敷き詰めたもので、その一端には立石が伴なう。このような配石は、市内川治地内の栗ノ木田遺跡（縄文時代後期配石墓35基）にも同様の例を見ることができる。

写真の配石は、遺存状態が良く、長軸150cmの小判型を呈し、敷き詰められた礫の中には表面が焼けているものがある。立石が2本あることから2人分



(全體写真)

の墓の可能性が高い。

土器は、縄文時代中期から後期に位置づけられるものである。中期の土器には、信濃川流域に展開する文様の複雑な火焔型土器や王冠型土器などのほか、長野県方面から流入したと思われる焼町式土器も発見されている。後期の土器は、三十稻場式土器、注口土器のほか表面が丁寧に磨かれ、厚さが薄いものが多く見られる。

土製品は、耳飾り、土偶、三角形土版、スタンプ形土製品などがある。スタンプ形土製品の出土は、市内では新宮地内の柳木田遺跡について2例目である。把手がつき、紐を通した穴が空き、個人を表したと考えられる文様が表面に彫られている。

石器は、石鏸、石錐、石匙、三脚石器、打製石斧、磨製石斧、石錘、玉類、石棒、凹石、磨石などがある。魚網のおもりに使用した石錘と祭祀に使用した石棒が多く出土している。また、用途不明の直径15cmを越える巨大磨石が多数発見されている。実用的でないので、信仰の対象として石棒と同じように奉られていたのではないかと思われる。

今回の発掘調査により、野首遺跡は縄文時代中期から後期にかけて営まれた大集落跡であることが分かった。中期の集落は、竪穴住居と掘立柱建物、土坑、埋設土器、石組炉などで構成されている。遠隔地の石材である大量の黒曜石が出土していることや、住居の密度を考えると妻有地方でも指折りの拠点的集落であったことは確実である。

一方、後期の集落は配石と埋設土器で構成されており居住空間として使用されていなかったようである。調査区の東側の団地の下に当時の住居が眠っていると思われる。



(配石のようす)

戸屋遺跡

戸屋遺跡は、下条上新田地区の県営ほ場整備事業に伴い平成7年からの調査で本年度は、4月から6月までの約2ヶ月間に渡り発掘調査を行った。

本遺跡は、十日町市の北部、下条上新田公民館の東方約300m、前出の野首遺跡の東方約800mにあり、飛渡川に隣接している。標高は約137mで、河岸段丘根深面上にある。

また、近くには野首遺跡、原山城跡（中世）、飛渡川の対岸には、北原八幡遺跡、北原西遺跡などの遺跡がある。

平成7年度の一次調査は、約900m²の範囲で行われ、主に調査区東側より近世期及び近代の遺構（墓跡、溝跡、土坑、畝状遺構）と遺物（漆塗り木製茶碗、陶磁器）が発見された。また、調査区西側より縄文時代前期に位置づけられる土器が出土している。平成8年度は、前回の調査を踏まえ調査区を西側に拡張することと、東側の近世期の遺構の掘り下げに重点をおき、約1200m²の発掘を行った。その結果、当遺跡は、縄文時代早期（今から約7000年前）と前期（今から約5000年前）の遺跡であることが分かった。

柱穴が約5基及び土坑が1基発見された。柱穴は、直径約20cmでその中の1基からは土器片がみつかり、土坑内には扁平な石があったが、今回の調査では、長期的な生活を示す住居跡は発見できなかった。

土器は、縄文時代早期と前期に位置づけられるもので、貝殻沈線文を施したものや浅鉢、深鉢型の土器が出土している。また、土製品は、耳飾りが2点発見されている。

石器は、打製石斧、磨製石斧、石鏸、石核、スクリイバーなどが発見され、石鏸の大部分が黒曜石製で、製作時の碎片も出土している。

一次、二次の発掘調査により、戸屋遺跡は縄文時代早期から前期及び近世、近代の遺跡であることが分かった。住居跡と断定できる遺構は確認することができなかつたが、飛渡川対岸の同じ縄文時代前期の北原八幡遺跡出土土器などと詳細に吟味することによって2つの遺跡の関係が明らかになっていくと思われる。

島 A 遺跡

島 A 遺跡は、中条島地区の県営ほ場整備事業に伴い平成 8 年 6 月から 9 月までの約 3 ヶ月間に渡り発掘調査を行った。

本遺跡は、十日町市の北部、中条峠の集会所の東方約 300m にあり、しづづ川の右岸に隣接している。

標高は、約 173m で河岸段丘根深面上に位置している。また、近くには、島 C 遺跡（縄文時代中期）、アミダ屋敷 A 遺跡（中世）、北原八幡遺跡、大井田城跡（中世）、笹山遺跡（縄文時代中期、中世）などの遺跡がある。

本年度の発掘調査は、約 3 ヶ月で約 2000 m² の範囲で行った。遺跡の南側と北側は近代の田直しにおける掘削を受けている。発見された遺構と遺物は、縄文時代中期（今から約 4500 年前）と中世のものである。

主な遺構には、竪穴住居跡

2 棟、柱穴群、土坑、フラスコ状土坑 1 基などがある。1 号住居は、柱穴が明確ではないが、確かな堀り込みがあり直径が 5m ほどの円形をしている。住居内からは、土器や石器が発見され、周辺からは、住居に付属する土坑が 2 基出土している。炉跡などの火を使用した形跡がないことから考えて、短期間のキャンプ跡と思われる。2 号住居は、柱間約 1m の柱穴が 6 基あるが、住居内南側に集中する。住居内北側には炉跡を思わせる集石が見受けられるが、断定はできない。また、住居周辺には微量ながら焼土や焼石、直径 1.5m のフラスコ状土坑（底に板状の炭化物をもつ）が発見された。なお、2 号住居周辺は、縄文土器や石器、柱穴が数多く見つかっている。



(全 体 写 真)

土器は、縄文時代中期に位置付けられ、縄文や渦巻文、爪形文を施された深鉢型土器（新保・新崎式土器など）、浅鉢型土器が出土している。出土土器片の底部をみると、小型土器も見受けられる。

石器は、石鏃、剥片、石核、打製石斧、磨製石斧、凹石、磨石、スクレイパー、石皿などが出土している。石鏃は、凝灰岩製で未製品である。打製石斧は、安山岩製で短冊型が多く撥型も若干見受けられる。凹石は、片面だけでなく両面に 4 カ所も窪みが開けられたものがある。磨製石斧（3 点）は、緑色凝灰岩製で 1 点は欠損品、2 点は完型品で 6~7 cm の小型のものである。石皿は、2 点出土しているがどちらも欠損品で、側面には 2 本の溝状の彫刻が施されている。

今回の発掘調査で島 A 遺跡は、縄文時代中期の集落跡の一部であると思われる。遺物及び遺構の出土地点が、調査区の北西部に偏っていること

から中心部は、既に掘削を受けて存在しないと思われる。また、地理的状況が中条上町の笹山遺跡（土石流の災害を受けた遺跡）に類似しており、土層の堆積状況と遺物出土状況からみて島 A 遺跡の北方の一部分は、土石流による災害を受けていると考えられる。



(土 器 の 出 土 状 況)



(土 器 の 出 土 状 況)

白井田 A 遺跡

白井田 A 遺跡は、新座・大井田地区の団体営集落地域整備事業に伴い平成 8 年 6 月から 7 月中旬までの約 1 ヶ月間に渡り発掘調査を行った。

本遺跡は、十日町市の中南部、大井田地区の市立東小学校の北東約 250m にあり、住宅団地「パーク

タウン新座」の東に隣接している。近くには信濃川の支流上大井田川が流れ、標高は約162mで河岸段丘根深面上に位置している。

また、近くには、四日町館跡（中世）、上五斗苗遺跡（平安、中世）、扇田遺跡（平安、中世）、新座原A・C遺跡（縄文時代前期～後期）、新座原B遺跡（縄文時代中期）、新座原D遺跡（弥生時代）などの遺跡がある。

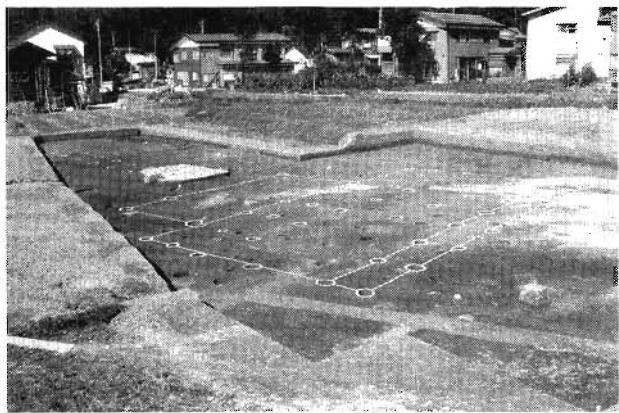
発掘調査は、約700m²の範囲で行われ、建物跡が4～5棟、柱穴及び土坑が約150基、集石が1カ所、平安時代の須恵器や中世の陶磁器類などが出土している。

建物跡のうち1棟は、東西方向を長軸とする3間（7m）×7間（14.7m）の大型の建物で、南側にひさしが付き、北側に張り出し部をもっている。

柱穴の分布や重なり方から、3～4回の建て直しが行われたと推定される。建物の北側では、東西3.3m×南北4.5mの範囲で集石が確認されている。集石の上面やその周辺からは、炭化物や鉄滓などが多く出土し、集石の下部とその北側には、廊下状に並んだ柱穴列が発見されている。

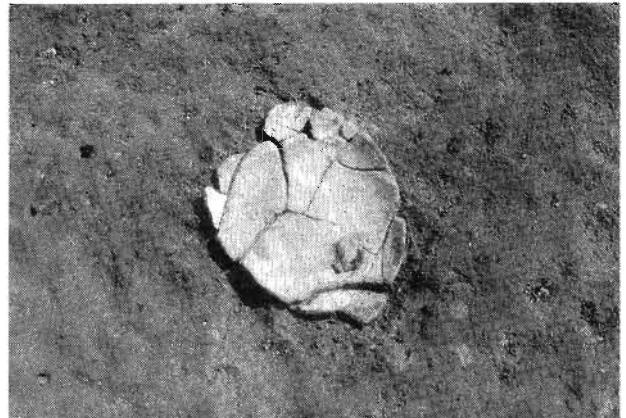
遺物は、土師質土器、珠洲焼、越前焼、瀬戸美濃焼、青磁などの陶磁器類が出土している。土師質土器は、灯明皿などに用いられ20個前後は復元可能である。そのほかには、渡来銭（宋銭など）が5枚まとまって出土している。少量ではあるが、平安時代（今から約1000年前）の須恵器や縄文時代後期（今から約3500年前）の土器や石器も発見されている。

本遺跡は、建物跡、柱穴群の分布や遺物の出土状況などから集落跡の一部であると思われる。都市内でも最大級の建物跡の発見や土師質土器の一活出土は、大きな成果であり、稀少品を持つことのできる有力な武士が住んでいたと考えられるが、調査範囲が限られていたため空堀や溝、生活に欠かせない井



(建物跡のようす)

戸やトイレも発見できず、遺跡としての全体像を描けていない。



(土師質土器の出土状況)

やせ舟遺跡

やせ舟遺跡は、西本町地内の区画整理事業に伴い平成8年12月から約1ヶ月に渡り発掘調査を行った。

本遺跡は、十日町市の中央部、十日町市博物館の北方約200mにあり、標高は約134mで、河岸段丘根深面上に位置している。

また、近くには、馬場上遺跡（古墳、奈良、平安）一石苗遺跡（縄文時代中期、中世）、下梨子遺跡（縄文時代中期～後期）、四ツ宮遺跡（縄文時代中期、古墳、奈良、近世）などの遺跡がある。

発掘調査は、約440m²の範囲で行われたが、遺構は現段階では発見されていない。

信濃川に張り出した地形であるので、船着場の可能性をもつ。また、中世の珠洲焼などの陶磁器類に混じって縄文時代後期の土器も発見されている。

平成9年3月中旬から除雪をしての2次調査を計画しているので、具体的な成果が現れると期待される。

なんぜん萱場遺跡

なんぜん萱場遺跡は、珠川地区のリゾート開発事業に伴い、平成8年7月から12月末までの約4ヶ月間に渡り発掘調査を行った。

本遺跡は、十日町市の南部、珠川地区の当間高原リゾートの北西約1600mにあり、信濃川の支流水沢川に隣接している。標高は約357mで、河岸段丘城山Ⅰ面上に位置している。

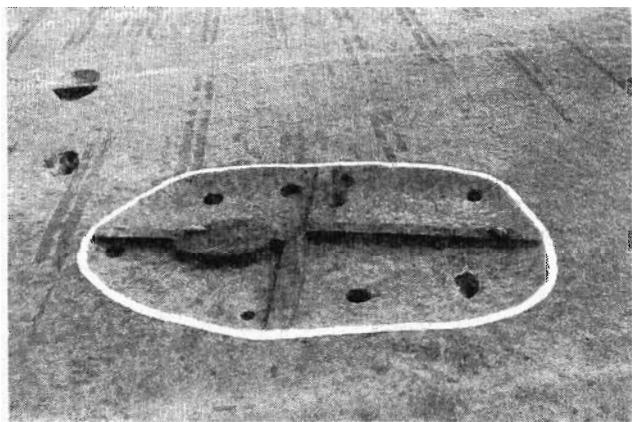
また、近くには、水穴遺跡（旧石器、縄文時代早期～晚期）、椿池遺跡（前期～中期）、市ノ沢城跡

(中世)、大井久保遺跡(縄文時代草期、前期～後期)などの遺跡がある。

本年度の発掘調査は、約2000m²の範囲で行われ、建物跡、土坑などのほか縄文時代中期に位置づけられる土器や石器などが出土している。

遺構は、竪穴住居跡1棟、土坑がある。住居跡は、長軸約5mの楕円形をしていて焼土を伴う。土坑の内1基は、直径が約2.5mの大規模なもので、深さが約1.1mあり、底からは石器が、出土している。土器は、農作業時の耕耘の影響が大きく、復元できないものが大半を占めている。石器は、打製石斧、磨製石斧、石鏃、剥片などが出土している。

今回の発掘調査により、当遺跡は縄文時代中期の集落跡の一部であることが分かったが、中心部は、調査区西の雑木林内にあると思われる。



(竪穴住居跡のようす)

2. 試掘調査概要

平成8年度の試掘調査は、9年度に工事が予定されている県営ほ場整備事業下条下組地内、中条上之島地内などで実施した。調査は、事業の性格上開発面積が膨大であることと、本年度の発掘調査規模が近年にない大規模なものだったため十分とはいえないが、限られた短い期間で当初予想していた以上の成果を上げることができた。

調査の方法は、基本的に田や畠約1000m²ごとに任意の地点を2～4ヵ所を決め、一辺が1mの正方形の穴を地山まで掘り下げ、遺物や遺物の痕跡を確認する方法で行った。

その結果、今まで知られていなかった新遺跡が、下条下組地内で5件、中条上之島地内で3件発見され、平成9年度に発掘調査が行われる予定である。

代表的な遺跡は以下のとおりである。

寿久保遺跡は、下条下組地内を流れる貝の川と信濃川の合流地点に位置している。平成8年11月の試掘調査で発見された。出土土器やその出土状況などによると縄文時代前期～後期の集落跡と思われる。当初は、近代の田直しにより遺跡が存在したとしても、破壊されていると考えられていたが、遺物の包含層を残した貴重な資料になると思われる。

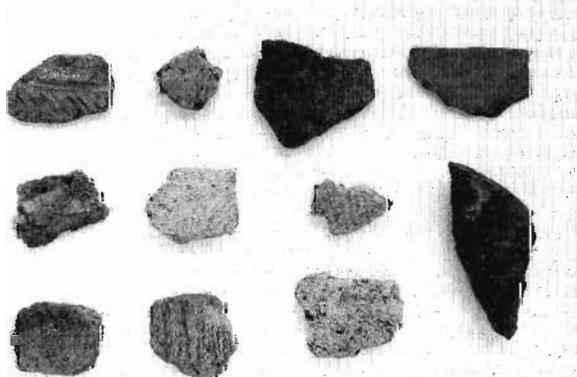
春山遺跡は、下条下組地内の信濃川に隣接する畠の中にあり、前出の寿久保遺跡から北方へ約800mに位置していて、地理的に昔から信濃川の浸食を受けている。平成8年11月の試掘調査で発見された。出土土器などによると縄文時代中期～後期の遺跡であるが、畠地帯を取り囲む堀のような窪みがあることから中世の城館跡の可能性もある。

中曾根A遺跡は、下条下組地内の梅鉢川の左岸の畠の中に位置している。出土土器によると、縄文時代の遺跡である。

原田A遺跡は、中条地区旭ヶ丘団地に隣接する梅鉢川の右岸に位置している。平成8年12月の表面採集調査で発見された。出土遺物によると縄文時代、中世の遺跡と思われる。

原田B遺跡は、原田A遺跡から東方へ約200mの梅鉢川の左岸に位置している。平成8年12月の試掘調査で発見された。出土遺物によると縄文時代から中世の遺跡と思われる。

梨ノ木遺跡は、下大井田川右岸の田の中に位置している。平成8年12月の試掘調査で発見された。昔から塚があったと言われていたが、中世期の塚跡と思われる。



(寿久保遺跡の出土土器)

(太田喜重)

3. 普及事業の概要

(1) 野首遺跡現地説明会

ア. 日 時 平成8年10月6日（日）

午前10時から12時まで

イ. 場 所 野首遺跡

（十日町市下条上新田地内）

ウ. 参加者 約70名

エ. 内 容 野首遺跡は、県営ほ場整備事業に伴い、3月下旬から発掘調査を進めてきた。この現地説明会では出土文化財を広く公開し、埋蔵文化財保護や発掘調査への理解と協力を得るようにと、出土した遺構を中心に縄文後期の墓域等を一般に公開した。開催当日は天候に恵まれ、約70名の参加者が訪れた。

まず、現場事務所前で遺跡全体の様相について概要を説明した後、自由見学に移った。遺構の中でも参加者は、その代表とも言える楕円形に円礫を配し、中心に平べい礫が敷き詰められた配石墓の説明を熱心に聞いていた。さらに、この遺跡では、竪穴住居跡や多くの配石墓が検出している。参加者からは、当時の様子や暮らしぶりについて様々な質問が出され、歴史への関心の強さがうかがえた。



現地説明会風景



配石墓説明風景

(2) 移動展（野首遺跡の調査記録）

ア. 日 時 平成8年11月3日（日）

午前9時から午後3時まで

イ. 場 所 下条地区公民館、上新田分館

（十日町市下条上新田）

ウ. 参加者 約250名

エ. 内 容 野首遺跡の発掘調査の成果をより具体的に理解してもらい、先人の貴重な遺産に多くの人達から接してもらおうと企画した。地元の人達にとっては格好な郷土学習の場となった。当日は、文化祭会場の一角を借りたお陰で、大勢の方々が来場してくれた。内容については、この発掘調査によって出土した遺物で構成し、石器類3箱、土偶・三角形土版等2箱、ミニチュア土器等2箱、復元土器1個体や組写真パネル5枚等を展示した。来場者は、遺物を手を取りながら、担当者の説明を熱心を聞いていた。そして、1日限りではあったが、この展示を通じ、地域の歴史と文化財をより一層身近なものとして受け止め、郷土への理解を深めてもえたと考えている。

（角山誠一）



展示会場風景



展示会場の様子

IV. 調査・研究

新水のドウラクジン（道楽神）とハネッケーシ（羽根返し）

— 聞取り調査報告 —

竹内俊道

はじめに

新水部落は、通称飛渡地区と呼ばれる中条山地の一角に位置する地区内最大規模の集落である。現在戸数は52戸。最盛時には70戸近い集落であった。ここには正月・小正月行事を中心に、昔ながらの年中行事が、比較的良く保存・伝承されており、十日町市博物館開設（昭和54年開館）に当たっても多大な協力と資料の提供を受けて来た。近年、近代化と過疎化の中で各地の民俗行事が消滅したり変質して行く中で、新水もその流れに無縁ではあり得ない。しかし、何とか部落を挙げてその保存と伝承及び活用の道を探っている数少ない集落の一つでもある。以下、新水で行われている小正月行事のうち、毎年1月15日に開催される民俗行事「ドウラクジンとハネッケーシ」について、過日聞取り調査を実施した結果を報告する。
※1

1. 開催日 每年1月15日

2. 名 称 ドウラクジン（道楽神）とハネッケーシ（羽根返し）

*以下、本報告本文中では、繁雑をさけるため漢字表記を使用する。

3. 開催場所 ①道楽神—鎮守社（六社）境内

※昔は現在の農協新水支所のある場所に賽の神があり、そこで行われていた。

②羽根返し—鎮守社近くの田圃上
(雪上)

※雪の少ない時は阿弥陀堂境内

4. 運営組織

昔は若い衆（青年会）が主催していたが、昭和40年代には青年会が自然消滅し、区長を中心とした部落全体の行事となった。しかし、平成になって壮年

層を中心に有和会（新水全戸会員）が組織され、この会が祭や盆の行事を主催する形をとっている。

5. 準 備

1月15日当日、朝8時頃より役員を中心に準備作業に入る。

以下順を追って道楽神の製作過程を記す。

(1) 部落内各戸より集まった松飾り、注連縄、お札及び藁束が材料となる。藁は昔は、部落中から比較的容易に集められたが、農業環境や技術の変化により入手しにくくなつて、現在は、戸当たり1束を出すことにしており、不足分は別途戸別に集めている。

(2) 鎮守社境内の設置場所に丸太を三本組合せ、縄で結束して道楽神の骨組みを作る。昔は大型の松飾りや門松を柱に、鎮守様境内の杉の木の枝をおろして芯にしていたが、松飾りの簡素化や森林保護の立場から、現在では丸太を使っている。

(3) 骨組みの内に豆木、杉葉、松飾り、お札、杉の枝等をつめ周囲に藁束を添え、押付けて縄で結束し形を整えて行く。

(4) 別に製作した頭部を最上部に取付けるほか、棒を芯に藁束を使って作った男根と両手を組む。頭部は1m前後の棒を芯にして藁を巻き、俵のサッパインシ（サンダワラ）を笠としてかぶせ、墨で目鼻を画いた和紙を貼付けて顔としたもの。手は2mほどの棒に藁を巻いたもので、左手にはワラツトをさげ、右手には御幣を持たせる。御幣は頭部にも挿しておく。なお像の正面は北西方向（真人・芋坂方面）を向けて設置する。

(5) 最後に像全体に注連縄をつないだものを巻きおろし、形を整えて完成（大きさは高さ4~5m、径2~3mの像となる）。作業は午前中でほぼ完了する。

以上準備作業を略述したが、この道楽神製作には部落の男衆（約20名程）がたずさわり、女衆は参加しない。昔は女衆は製作現場にも近づかないものだ

ったという。又、新水では妊娠中の婦人は正月にも鎮守様に参拝しなかった。

なお、昔は道楽神に男根や頭部を取付けることはなく、頂上に幣束を掲げるのみだったという。現在のような形の道楽神になったのは、昭和30年代からの事である。

6. 火入れ

午後2時頃、参集した人達の前で道楽神に火をつける。火入れは、部落を代表して区長が執り行う。まず道楽神にお参りして火入れをし、その後数人で周囲に順次点火して行く。
昔は正装した大本家の当主とか、若い衆頭（青年会長）が最初に火入れを行う厳粛な儀式であった。

7. 火祭り

火がまわり始めると参加者は、火にあたりながら口々に“道楽神の馬鹿（め）が、芋坂に呼ばれてって、後で家を焼かれた焼かれた”と唄い囁く。

この火に体をあてると体が丈夫になるとか、餅や団子をその火で焼いて食べると病気をしないとか、火に正月の書き初めや絵をかざして燃やし、高く書紙の灰が舞い上ると書画が上手になると言われている。中にはワラジなど自作の藁製品をそっと燃やして、その製作技術の向上を願う人もいたという。

この日、会場の鎮守社境内では厄年の男の人(25才、42才)は、木の道楽神（木を削り、顔を書き、紙の着物を付け、刀を挿した木像）を作ってそなえ祀る。この像はその後火に投じて燃やす。

又、厄年の女人（19才、33才）は、ノンビロと呼ばれる色紙で作った御幣を作り、5～6mほどもある竹竿の先につけてこの火にかざし、高く遠くへ舞飛ぶほど厄が離れて縁起が良いとされている。

約30～40分ほどで道楽神の像が焼落ちて、この火祭りは終了する。

当日行事の参加者には酒がふるまわれるが、酒を出すようになったのは最近のことであり、昔から新水ではこの行事で共同飲食をする習慣はないとの事である。

新水の道楽神は、近隣地域内でも特に大きく作られており、そのことを新水の人達は昔から自慢にしていたという。

8. 羽根返し

道楽神の準備が終る頃から、近くの田の上の雪上を踏み固めて会場を作る。そこで道楽神の火祭りの後、羽根返し〔羽根つき〕が行われる。

戦後一時中断したことがあったが、復活して続けられている行事である。

この羽根返しは、板は雪掘り用のコシキを使い、ウツギの木を3cm前後に輪切り、芯に山鳥の羽根3枚を挿して作った羽根を用いて行われる豪快なものである。

人数は2人ではなく、何人かで円陣を組んで行い人数には特に制限はない。途中からの加入や交替も自由である。

その内容は、羽根を落とさないように長くラリーを続けて行うことにあるが、羽根を落とした人は、昔から雪をかけられる罰をうける。

人々は交替し、あるいは新たに輪に加わって楽しむこの遊戯に興じ、冬の日の一刻を楽しむ。

夕暮れが近づいた頃、部落総出で行われた道楽神と羽根返しの行事も全て終了する。

まとめ ※2

道楽神の行事は、要するに正月の松飾りや注連縄を各戸から集めて村境や広場、または畠など一定の場所に積み上げて焼き上げる行事である。

全国各地に見られ、左義長、どんど焼き、さいとう焼きなどの名がある。こうした火祭りは荒々しい靈魂を追い退けるために行われたとされるが、特に東日本では賽の神・道祖神の祭りと結びついた例が多い。賽の神・道祖神は、自分達仲間の生活の安全を守るべく、邪靈悪鬼をさえぎり、はね返すため境域に置かれた神である。そして、この境界において村内から主に厭うべきものを送り出す場とされているところから、火祭りと結びついたと考えられる。

火にあたると体が丈夫になるとか、餅や団子をその火で焼いて食べると病気をしないとか、書き初めをかざして高く書紙が舞うと書が上達するといった伝承は、火を神聖視する信仰と結びついていると思われるし、聞取りの中で鎮守様の杉の枝で像の芯を作ったとか、像上に御幣を飾ったという事実は火祭りの時の神の依代、御神木であろう。

火の燃え方で年占をする例も全国にはあると聞くが、今回この話題は出てこなかった。

当地方でも各地でこの行事は行われていたし、現

在でも小規模に続いている所もあるが、新水の道楽神はその中で昔から特に大きな像をつくることで知られているばかりではなく、部落全体で行事に取組み、今まで伝えられてきている稀有な例である。

又、新水の羽根返しと呼んでいる羽根つきは、古くはコキノコと呼ばれて、室町時代の記録にも散見する正月行事である。2人で向きあって羽根の受け渡しをする追い羽根と1人で数を競う方法があるとされるが、新水の場合はどうやらにも属していない。伊豆三宅島では、正月15日に青年男女が集まって広場で羽根つきをするハイギの行事があり、古くは年占の一種であったろうと言われているが、新水の羽根つきでは確認できなかった。

しかし、新水の羽根返しと同種の行事が『北越雪譜』に雪中の「羽子櫂」として紹介されているところからみても、雪にとじ込められた当地方を含む魚沼全域で、昔から冬の娯楽として広く行われていたことが推察できる。しかも雪掘り用のコシキを羽子板に用いているところは豪雪地ならではのものとして興味深い行事である。

※1 聞取り調査

日 時 平成6年12月17日(土)
午後7時半～9時半
会 場 新水ふれあいセンター
話 者 橋本 貞一 (T. 8.12.26生)
橋本まつの (T. 11. 3. 5生)
岩田孫太郎 (T. 11. 3. 10生)
久保田松平 (T. 11. 3. 28生)
久保田俊作 (T. 12.12.30生)
久保田謙三 (T. 15. 3. 20生)
久保田二郎 (S. 22. 8. 1生) の7氏
調査者 波形卯二 (十日町市教育委員会 文化財課長)
竹内俊道 (同教委 文化財課 文化財主事)
*平成7年1月15日、文化財審議会現地調査により内容を補足した。

※2 参考文献

『日本民俗文化財事典』文化庁文化財保護部監 第一法規 (昭44年 昭54年改訂)
『日本民俗事典』 大塚民俗学会編 弘文堂

(昭47年)

『民俗の事典』 大間知篤三他編 岩崎美術社 (昭47年)

『日本年中行事辞典』 鈴木棠三 角川書店 (昭52年)

『生きている民俗探訪 新潟』 山口賢俊他著 第一法規 (昭57年)

『校註 北越雪譜』 鈴貴牧之著 宮栄三監 野島出版 (昭45年)

『年中行事図説』 民俗学研究所編 岩崎美術社 (昭50年復刊)

〈参考〉

『郷土史 飛渡』橋本亀三郎著 (昭和47年刊) に、年中行事として道楽神と羽根返しにつき次の記述がある。今回の聞き取り調査の中では出てこなかった内容も含まれているので、参考として記載する。なお、橋本氏は明治29年生まれ。著書出版当時76才であり、今回の聞き取り対象者の親の世代にあたる。

「午前中若者は松飾一筋にワラ一丸づつ持ち寄り経(径)九尺高さ十尺位の大山を拵った。新水は現農協の屋敷裏に賽の神屋敷があって周囲一丈六尺もある大檣があった(が)官山払下げの時売ってしまった。その木のそばであった。午後一時頃大本家かその年の総代が羽折(織)袴に腰物「刀」を差して火打で火を蠟燭に付け、村中の安全を祈って燈明の火で山につける他、五人の者が回り中に一時につける。その年三才五才七才の子供のある家では五色の色紙で御幣を二間丈竿に七、八尺の切下げを持ち寄って危(厄)払いとも祝いともいってもい(燃え)盛る炎の風に掲げるオンビロは風向で数百間の遠くまで舞って行く子供は雪薮をこいで拾い行き又上げる。此日は子供も腰物を差して来た。団子の木の元で二尺位の鳥帽子を紙で着けた道楽神を拵って持て来る者もい(燃え)盛る火の中へ投入れる。子供は道楽神の馬鹿めが出雲崎呼ばれて後で家を焼かれた焼かれたと唄う。やがて終って炊(焚)残りがうず高くなっている火に長い竹串に差した餅を焼いて食べる。此の火でタバコを吸うと夏まけやムシ痛(病)しない歯が強くなる。その後で五十人七十人の踏みかためた雪の上で羽根ツキが始まる。羽根はウツギの若木の一寸五分位に切ってズエ(髓)の穴に鳥の羽根を三枚サシて留めたもの。雪掘木鋤で若者の中に五十位の者まで十人十五人で羽かいしとい

った。もしツキ落した者には雪をかける。あるいは着物一枚づつ脱がせる。雪の中で渾(褲)一本でツイてる者があった。餅を多く白餅を多く食した者の腹こなしに良い遊びであった。」

() 内 筆者補足。

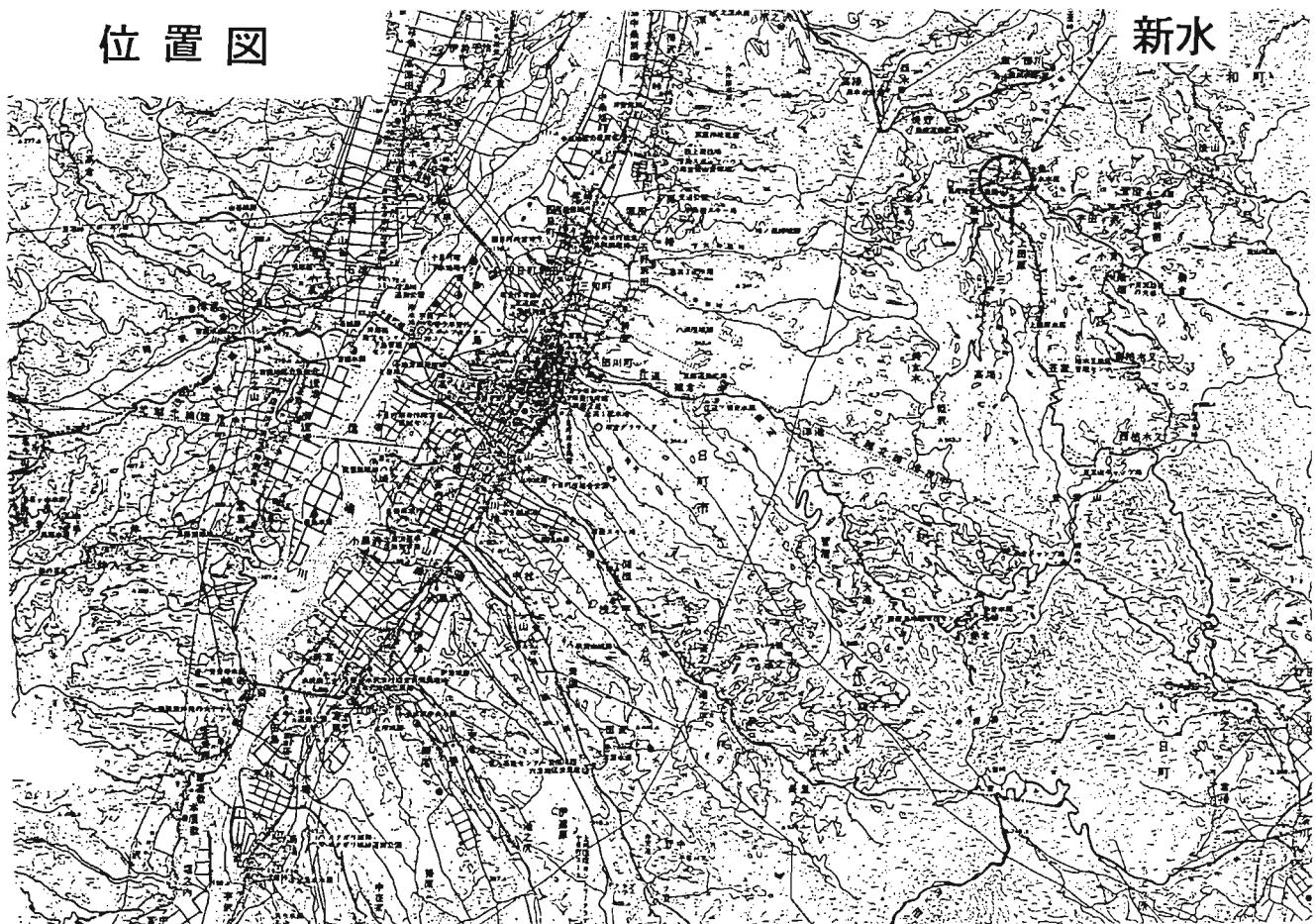
※本報告は、平成6年度の市指定文化財指定候補物件として挙がった「新水のドウラクジン(道楽神)とハネッケーシ(羽根返し)」についての聞き取り調査を主にして、竹内がまとめたものである。

この物件は、平成7年3月11日の市文化財保護審議会で審議の上、指定の答申がなされ、3月24日付で十日町市指定文化財(無形民俗)に指定された。



燃え上がる道楽神

位置図





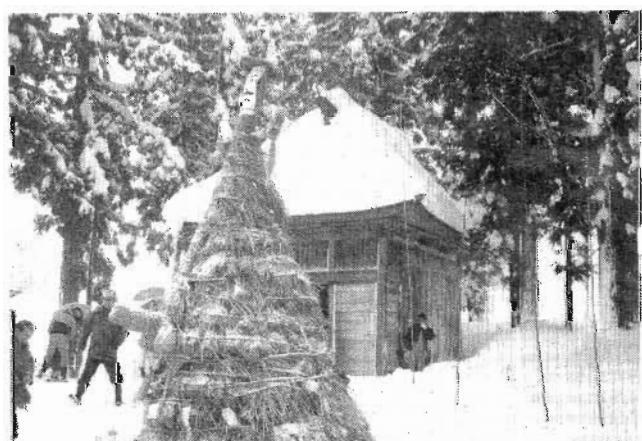
骨組み



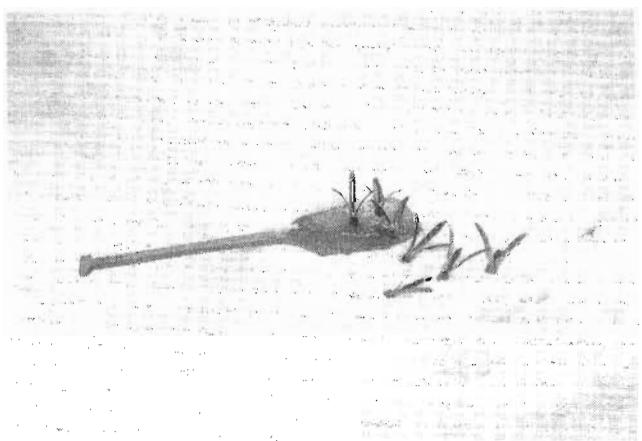
形を整える



注連縄を巻きおろす



ノンビロを立てる



ハネッケーシの道具（コシキと羽根）



ハネッケーシ

十日町市の発掘調査

— その回顧と展望 —

石原正敏

はじめに

十日町市における発掘調査は約40年の歴史を有する。その間には大勢の人の汗と涙があったと挙げられるが、その歩みを振りかえる中で、今後の進むべき方向について若干の私見を含めて述べてみたい。

1. 調査・研究の胎動期（1918～58年）

十日町の遺跡に関する記述が初めてなされたのは1918年（大正7）に刊行された『中魚沼郡誌』である（中魚沼郡教育会1918）。上巻において石器時代の遺跡として30遺跡が記載されたが、発見された遺物の列記にとどまっている。37年（昭和12）に新潟県初の遺跡調査報告書である「新潟県に於ける石器時代遺跡調査報告」が刊行され（斎藤1937）、吉田の小坂遺跡、下条の為永遺跡など10遺跡が記録されたが、これにも具体的な説明はない。この後、県下では郷土史研究が活発となる。

戦後になると、十日町においても郷土史研究の気運が高まり、若者を中心に研究グループが作られ、考古学的な研究、遺跡の踏査等が行なわれるようになる。1950（昭和25）～51年頃には、佐野良吉氏の指導のもと十日町青年学級に「郷土史研究コース」が設置されている。また、酒井米三郎氏の指導のもと吉田青年学級が生まれ、吉田地区の遺跡の調査も急速に進んだ。個人では浜常司氏により市内の遺跡が数多く踏査されている。54年（昭和29）11月、信濃史料調査会による信濃川周辺地域の調査の際、大場磐雄博士（当時 国學院大学）と樋口昇一氏が来郡し、十日町青年学級と浜常司氏の採集資料を実見している。この時、樋口昇一氏は城之古遺跡資料の中に弥生土器があることを指摘し、これが中央学会の専門家による最初の調査となった。これにより地元の研究者が刺激され55年（昭和30）には、大島伊一氏と関口垣次郎氏により『郷土史研究第1集考古篇』が刊行され（大島・関口1955）、市内の27遺跡を含む郡内の遺跡・遺物が紹介された。

以上のような、グループや個人の研究成果の集大成として、1957年（昭和32）6月、県教委により中魚沼郡の考古学的な総合調査が行なわれた。調査員として中川成夫氏（当時 立教大学）、芹沢長介氏（当時 明治大学）などが招かれ十日町公民館と吉田小学校所蔵の資料が調査された後、市内の遺跡が

踏査されている。調査成果は「妻有地方の考古学的調査」としてまとめられ（中川・芹沢ほか1958）、その後の研究の基本文献となっている。

2. 発掘調査の本格化（1959～79年）

1959年（昭和34）8月、小坂遺跡の学術調査が立教大学の中川成夫氏、岡本勇氏、加藤晋平氏等により実施され、十日町市における最初の発掘調査となった（中川・岡本・加藤1961）。調査はトレンチ発掘であったが石組炉が3基検出され、縄文時代中期から後期の集落跡と判明した。また、中期前葉の特徴的な土器群として「小坂式」が設定された。

1970年（昭和45）9月には、土地改良事業に伴う緊急調査として、牛ヶ首遺跡が市教委により調査されている（稻岡1972）。なお、この調査には、十日町高校社会クラブ地歴部の学生も参加している。弥生時代中・後期の良好な土器が出土し、本調査は十日町市における弥生時代遺跡発掘の初例となった。

1973年（昭和48）には県教委による北越北線建設に伴う城之古遺跡の調査（金子ほか1974）、74（昭和49）～75年には市教委・県教委による国道252号線建設に伴う北原八幡遺跡の調査（本間・駒形ほか1976）がある。また、同年には市立西小学校建設に伴う馬場上遺跡の調査が行われ、古墳時代中期から平安時代の集落跡が発見された（市教委1975・76）。4次にわたる調査により、約10,000m²の範囲が調査され、竪穴住居跡44棟、掘立柱建物跡6棟が検出されている。古代の集落跡の規模もさることながら、その調査面積は当時としては最大規模であった。

3. 開発事業の増大（1980～96年）

1980年代に入ると開発事業に伴う発掘件数が増える（表1）。発掘調査增加の要因としては県営ほ場整備事業、鉄塔建設工事、リゾート開発、公共施設建設等があげられる（表2）。その先駆けは80（昭和55）～85年の笹山野球場、陸上競技場等の建設に伴う笹山遺跡の調査である。7次にわたる調査により、約15,000m²の範囲が調査され、縄文時代中期から後期の竪穴住居跡112棟、中世の掘立柱建物跡27棟等が検出されている。82年の第3次調査で出土した火焰型土器は大きさ、残存状態の良さで他に類のないものである。なお、笹山遺跡出土品は92年（平成4）6月に火焰型・王冠型土器20個体を含む928

点が国重要文化財に、同年秋に遺跡の一部が市史跡に指定された。現在、市では笹山遺跡の史跡整備を含め火縄型土器を活かした「縄文芸術の郷」づくりを進めており近く実施計画策定に入る予定である。

1983（昭和58）～84年にはゴルフ場コース増設に伴う赤羽根遺跡の調査が行なわれた。約 5,400m²の範囲が調査され、縄文時代前期後半の竪穴住居跡 7 棟が検出された。県内で前期後半の土器が住居跡に伴って出土した稀少な例である。

ほ場整備事業に伴う調査は83年（昭和58）の馬場神社遺跡以降、今までほぼ毎年実施され、新登録遺跡も飛躍的に増加した（図1）。鉄塔建設工事は㈱東京電力、㈱東北電力によるもので82～92年の約10年間に集中している。リゾート開発に伴う調査は91年に開始され継続中である。また、これらを契機に年間の発掘件数だけでなく調査面積も増加した。代表的な大規模調査には柳木田遺跡（84～85年）、南谷内館跡（85～86年）、栗ノ木田遺跡（86年）、伊達八幡館跡（87年）、河原田遺跡（88年）、幅上遺跡（90年）、横割遺跡（91年）、カウカ平A遺跡（93年）、野首遺跡（95～96年）等がある。

おわりに

以上のように長年の発掘調査により数多くの貴重な発見があったが、今後に残された問題も少なくない。第1に発掘件数増加の一方で1982年（昭和57）以降刊行されていない発掘調査報告書をどうしていくか、第2に既に博物館では遺物収蔵のスペースを確保できない状態にあるがどうするか、といったものが最も緊急の課題としてあげられるだろう。87年（昭和62）に社会教育課文化財係を新設し専門職員を1名増員、89年（平成1）に博物館増築、90年に文化財課独立、91年に博物館考古展示室オープン、92年に専門職員をさらに1名増員、というように少しずつ調査研究体制が整ってきている。しかし、仕事量に比して絶対数が足りない上に博物館業務や市史編さん事業等も重なり、思うように仕事が進捗していないのが現状である。専門職員あるいは調査研究補助員を増員して報告書刊行に向けた資料整理を進めるとともに、未発表資料公開の方法を模索し新収蔵庫の建設等抜本的な解決策を早急に検討する必要があると考えている。さらに遺跡の詳細分布調査や学術調査も計画的に実施していくべきであろう。

最後になったが、執筆にあたり多くの方々にご協力いただいた。特に調査補助員の吉楽勝弥氏にデータ整理や図表の作成をお願いした。記して厚く御礼

申し上げる。なお、本稿は菅沼亘氏の「調査研究のあゆみ」『十日町市史資料編2 考古』を加筆修正し、図表を入れ年報用に体裁を整えたものである。

参考文献（主要なものをあげ、網羅はしていない）

中魚沼郡教育会 1918 『中魚沼郡誌』上巻

斎藤秀平 1937 「新潟県に於ける石器時代遺跡調査報告」『新潟県史蹟名勝天然記念物調査報告』第7輯

大島伊一・関口垣次郎 1955 『郷土史研究第1集 考古篇』

中川成夫・芹沢長介ほか 1958 「妻有地方の考古学的調査」『妻有郷』

十日町高校地歴部 1959 『中魚沼の城跡』

稻岡嘉彰 1972 「新潟県十日町市牛ヶ首遺跡について」『信濃』第24巻第1号

金子拓男ほか 1974 『北越北線 埋蔵文化財発掘調査報告書』新潟県教育委員会

本間信昭・駒形敏朗 1976 『国道252号線 埋蔵文化財発掘調査報告書 北原八幡遺跡』

菅沼亘編 1996 『十日町市史資料編2 考古』
<十日町市文化財調査報告（考古学関係）>

1 中川成夫・岡本勇・加藤晋平ほか 1961 『小坂遺跡』

中川成夫ほか 1974 『十日町市苗場山麓地域農業関連事業予定区域内遺跡分布調査（第1次）概報』

6 中川成夫ほか 1975 『十日町市広域パイロット地域内遺跡群調査概報』

7 十日町市教育委員会 1975 『馬場上遺跡－第1次・第2次発掘調査概報－』

10 十日町市教育委員会 1976 『馬場上遺跡－第3次・第4次発掘調査概報－』

11 中川成夫ほか 1976 『十日町市広域パイロット地域内遺跡群調査概報2』

14 中川成夫ほか 1979 『つつじ原遺跡』

18 阿部恭平ほか 1981 『坪野館跡』

<十日町市博物館刊行物（考古学関係ほか）>

佐野良吉ほか 1982 『妻有の文化財』

丸山克巳 1987 『十日町の城跡』十日町市博物館

石原正敏編 1988 『ガイドブック十日町市の遺跡』

竹内俊道・阿部恭平編 1992 『火縄型土器のクニ』

竹内俊道・星野奈美ほか編 1995 『常設展示案内』

菅沼亘編 1996 『縄文の美－火縄土器の系譜－』

石原正敏・竹内俊道編 1996 『火縄土器研究の新視点』

十日町市の発掘調査の歩み

平成 9年 3月末現在

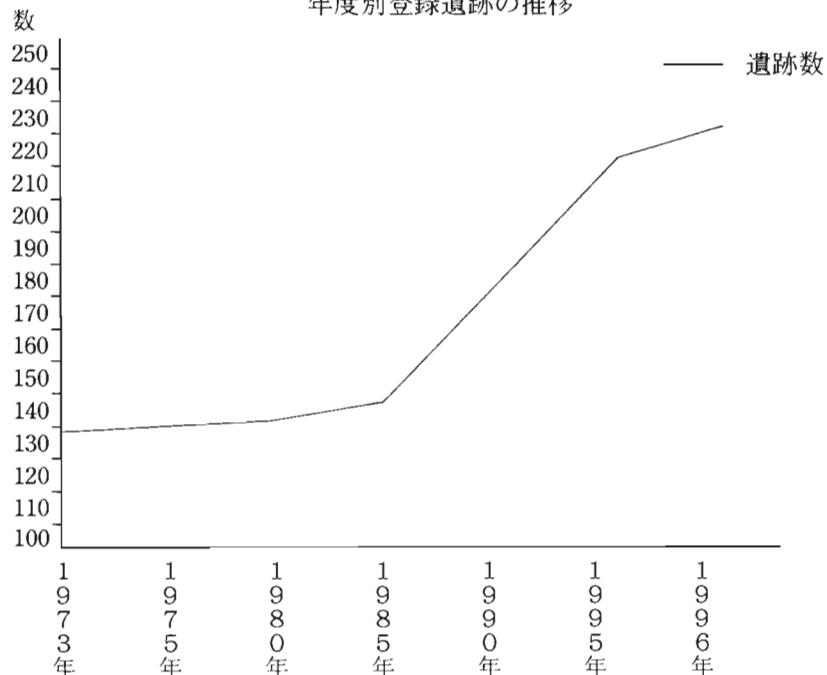
年 度	発掘	試掘	発 挖 調 査 さ れ た 遺 跡
昭和34年	1		小坂遺跡(第1次)
35年	1		" (第2次)
45年	1		牛ヶ首遺跡
48年	2		城之古遺跡(第1次、県教委)、川治百塚第6号塚(県教委)
49年	2	9	馬場上遺跡(第1・2次)
50年	3	20	" (第3・4次)、北原八幡遺跡(県教委)
51年	1		つつじ原B遺跡(第1次)
55年	3		坪野館跡、馬場上遺跡(第5次)、笹山遺跡(第1次)
56年	2		池之端遺跡、笹山遺跡(第2次)
57年	7		笹山遺跡(第3~5次)、笹山塚群、カタガリ遺跡、カタガリ城跡、小坂遺跡(第3次)
58年	4	2	赤羽根遺跡(第1・2次)、馬場館跡(第1次)、馬場神社遺跡
59年	6	4	馬場上遺跡(第6次)、江崎遺跡、笹山遺跡(第6次)、馬場館跡(第2次)、赤羽根遺跡(第3次)、柳木田遺跡(第1次)
60年	6	3	柳木田遺跡(第2次)、川治上原A遺跡、川治上原B遺跡、笹山遺跡(第7次)、水穴遺跡(第1次)、南谷内館跡(第1次)
61年	2	2	栗ノ木田遺跡、南谷内館跡(第2次)
62年	3	5	伊達八幡館跡、寺大門北遺跡、寺大門南遺跡
63年	4	10	河原田遺跡(第1次)、社畠遺跡、貉原遺跡、朴ノ木清水B遺跡
平成元年	8	17	朴ノ木清水A遺跡、つつじ原A遺跡、つつじ原B遺跡(第2次)、大清水遺跡、中段遺跡、天池A遺跡、天池B遺跡、野首遺跡(第1次)
2年	4	11	鎧坂二ツ塚、幅上遺跡、狐塚遺跡、水沢館跡
3年	6	20	横割遺跡、大新田遺跡、牛塚遺跡、椿池遺跡、河原田遺跡(第2次)、牧脇遺跡
4年	7	12	道下遺跡、宮ノ上A遺跡、宮ノ上B遺跡、水穴遺跡(第2次)、延命寺遺跡、大井久保遺跡、ほんのう遺跡(第1次)
5年	7	9	高島南原A遺跡、高島南原B遺跡、カウカ平A遺跡、カウカ平B遺跡、ほんのう遺跡(第2次)、珠川A遺跡(第1次)、珠川B遺跡
6年	6	10	珠川A遺跡(第2次)、大沢遺跡、上塚原B遺跡、中道遺跡、思川遺跡、城之古遺跡(第2次)
7年	8	7	城之古遺跡(第3次)、上梨子A遺跡、上梨子B遺跡、ほんのう南遺跡、上組A遺跡、上組B遺跡、戸屋遺跡(第1次)、野首遺跡(第2次)
8年	12	9	野首遺跡(第3次)、戸屋遺跡(第2次)、岡山遺跡、アミダ屋敷A遺跡、谷内田遺跡、島A遺跡、島B遺跡、白井田A遺跡、白井田B遺跡、なんぜん萱場遺跡(第1次)、やせ舟遺跡(第1・2次)
小 計	106	150	※試掘は確認調査を一部含む
平成 9年 (予定)	11	8	春山遺跡、寿久保遺跡、十二沖A遺跡、十二沖B遺跡、中曾根A遺跡原田A遺跡、原田B遺跡、梨ノ木遺跡、なんぜん萱場遺跡(第2次)、古寺沢A遺跡、北原西遺跡

発掘調査の原因

(平成8年度まで)

調査原因		発掘	試掘	備考
道 路	国道・県道・市道	7	4	
	広域農道		4	
鉄 道		2		北越北線
土地造成	県営圃場整備	35	40	昭和58年～
	区画整理	7	10	
	土地改良	6	7	
	国営パイロット		28	昭和48～50年
	ゴルフ場	3	2	
	リゾート開発	9	10	平成3年～
	公園整備		7	
	土取り等		2	
	その他		3	墓地、駐車場等
建 築	学校等	8		
	体育施設等	7		
	公共施設等	2	2	
	住宅・店舗・工場等	2	3	
鉄塔建設		16	28	
学術調査		2		小坂遺跡（昭和34年、35年）
合 計		106	150	

年度別登録遺跡の推移



資料紹介 十日町市出土のナイフ形石器 3例

菅沼 亘

はじめに

現在、十日町市で確認されている旧石器時代の遺跡は、縄文時代の遺跡に比べて非常に少なく、計8遺跡を数えるのみである。これらの遺跡は、信濃川によって形成された低位段丘や中位段丘の縁辺部もしくは突端部に立地している。そのほとんどが、表面採集資料によって確認された遺跡である。

ここでは、の中でも単独出土資料ではあるが、発掘調査によって出土した南谷内館跡と高島南原B遺跡のナイフ形石器3点を紹介する。

遺跡の位置と概要（第1図）

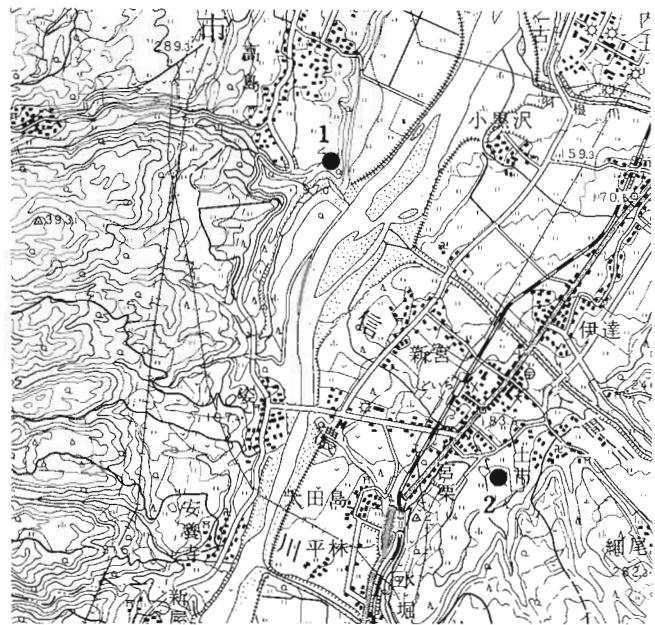
両遺跡とも十日町市の南西部に位置する。南谷内館跡は、大字馬場（土市第1）に所在する（第1図2）。遺跡は、信濃川右岸の河岸段丘（下原1面）の微高地上に立地し、標高は195mである。1985・86年（昭和60・61）に市立水沢中学校建設に伴い、市教育委員会により発掘調査が行われ、中世の館跡が検出されている。その際、ナイフ形石器1点（第2図1）、彫刻刀形石器2点（同図4・5）、搔器1点（同図6）、石刃9点などが出土している。

高島南原B遺跡は、大字高島（高島第2）に所在し（第1図1）、信濃川左岸の河岸段丘（千手面）縁辺の緩斜面上に立地している。標高は190～195mである。1993年（平成5）に県営圃場整備事業に伴い調査が行われ、縄文時代前～中期の遺物に混在して、ナイフ形石器2点（第2図2・3）が出土している。

個別記載（第2図）

1は、両設打面石核から剥離された石刃を素材としている。素材はバルブが発達し、調整打面である。その末端部両側縁に腹面から調整が施され、鋸歯縁状を呈する。調整面と腹面との角度（調整角）は、左側縁が52～67度、右側縁が76～83度であり、後者の方が急角度である。基部には調整が見られず、素材の打面がそのまま残されている。刃角は、左側縁が55度、右側縁が71度、先端角は45度を測る。最大長6.60cm、最大幅2.27cm、最大厚0.68cm、重量9.65g、石材は珪質凝灰岩である。

2も、石刃を素材としているが、用い方が逆である。基部端を欠損する。左側縁全縁と右側縁基部に腹面から調整が施され、全体形が菱形を呈している。



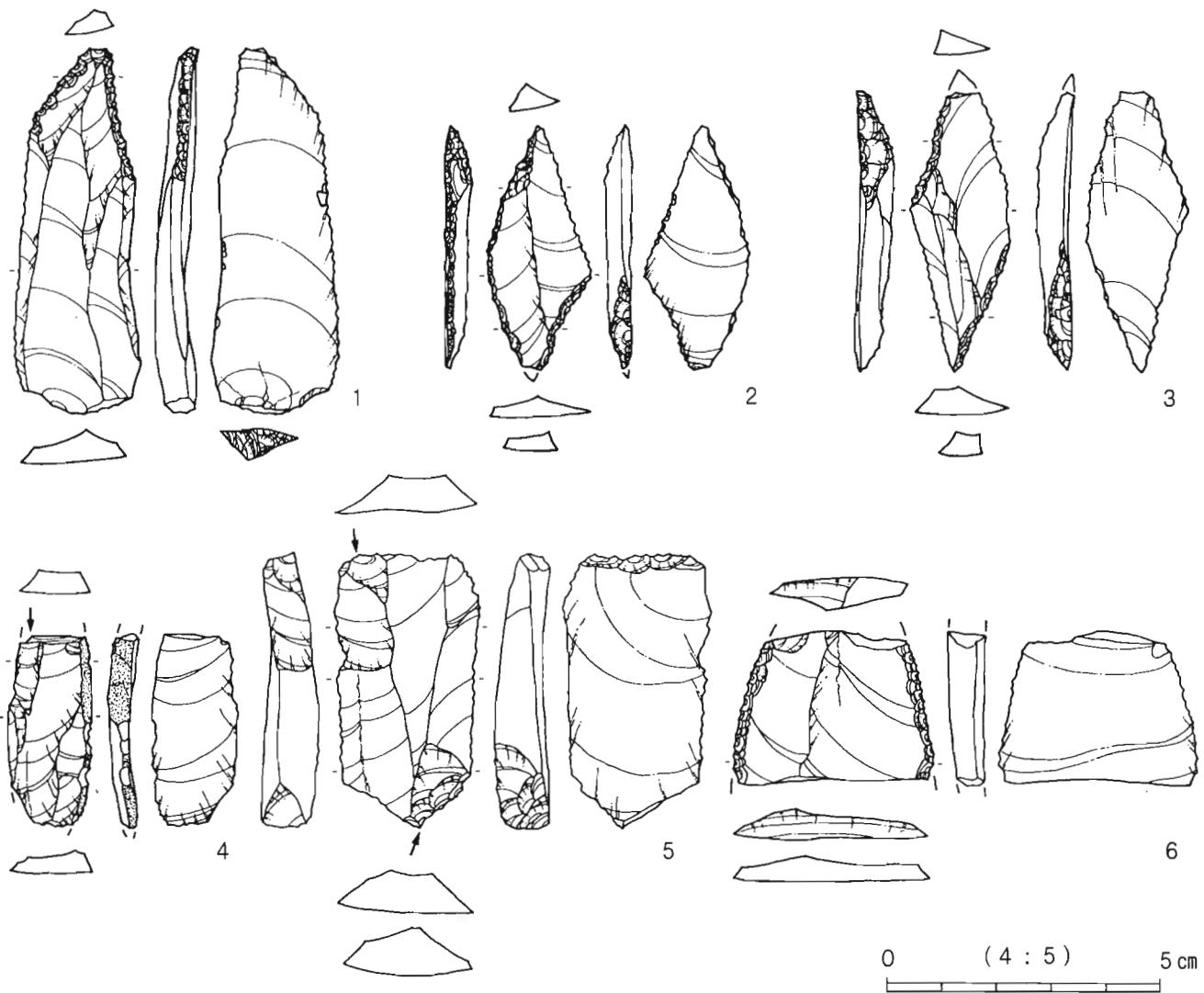
第1図 遺跡の位置（1.高島南原B遺跡、2.南谷内館跡）
右側縁基部の調整は若干内湾している。また、左側縁先端部には、素材背面の稜上から調整が見られる。調整角は、左側縁が61～84度、右側縁が79～83度である。刃角は30度、先端角は51度を測り、刃部には刃こぼれと思われる小剥離痕が観察される。最大長4.39cm、最大幅1.88cm、最大厚0.48cm、重量2.98g、石材は珪質頁岩である。

3は、石刃を素材とし、その上下両端を斜めに折断するかのように腹面から調整が施されている。この調整により、素材の打面部と末端部が完全に除去され、全体形は菱形を呈する。先端部を欠損している。調整角は、左側縁先端が80～87度、右側縁基部が75度前後である。前者の調整は、若干内湾している。刃角は30度、先端角は45度を測る。最大長5.02cm、最大幅1.78cm、最大厚0.59cm、重量4.60g、石材は無斑晶質安山岩である。

まとめ

最後に、以上のナイフ形石器の編年的位置付けを行い、まとめとしたい。

1は、先端部のみに調整が施され、基部には素材の打面部が残されていることから、東山型ナイフ形石器の範疇に入るものと思われる。南谷内館跡では、このほかに、石刃素材の小坂型彫刻刀形石器2点（第2図4・5）と搔器1点（同図6）が出土している。共伴するこれらの遺物からみてもこのことは支持されよう。



第2図 十日町市出土の旧石器（1・4～6：南谷内館跡、2・3：高島南原B遺跡）

4は、彫刻刀打面を欠損している。最大長3.42cm、最大幅1.52cm、最大厚0.41cm、重量2.47g、石材は黒曜石である。5は、上下両端に彫刻刀打面をもち、上は調整面、下は折断面である。最大長4.91cm、最大幅2.64cm、最大厚0.91cm、重量13.67g、石材は無斑晶質安山岩である。5は、上下両端を欠損している。最大長2.76cm、最大幅3.61cm、最大厚0.66cm、重量8.67g、石材はギョクズイである。

一方、2・3は、いわゆる二側縁加工のものであり、「砂川期」（田中1984）のナイフ形石器に類似している。とくに、2の右側縁基部に見られる抉られたような基部調整は、その特徴のひとつとされている（田中前掲）。また、3に見られる素材の上下両端を斜めに折断するような調整も、同時期のナイフ形石器に見られ、2・3とも田中氏の分類による第1形態に含まれる。

新潟県におけるAT降灰以降のナイフ形石器群については、沢田敦氏により、東山型ナイフ形石器をもつ石器群（A群）、瀬戸内系石器群（B群）、杉

久保型ナイフ形石器をもつ石器群（C群）に分類され、C群はさらに二側縁加工のナイフ形石器をもつグループともたないグループに細分されている。これらの編年について沢田氏は、A群→C群にB群が一部並行するという編年試案を示している（沢田1994）。

筆者も同様な編年観をもっており、これに従えば、南谷内館跡はA群、高島南原B遺跡はC群に含まれ、前者→後者という編年を想定することができる。

参考文献

沢田 敦 1994 「新潟県の様相」『第2回 岩宿フォーラム／シンポジウム 群馬県の岩宿時代の変遷と特色 予稿集』笠懸野 岩宿文化資料館・岩宿フォーラム実行委員会

田中英司 1984 「砂川型式期石器群の研究」『考古學雑誌』第69巻第4号

十日町市史編さん委員会編 1996 『十日町市史』資料編2 考古

遺物整理に於ける土器復元について

中澤幸男

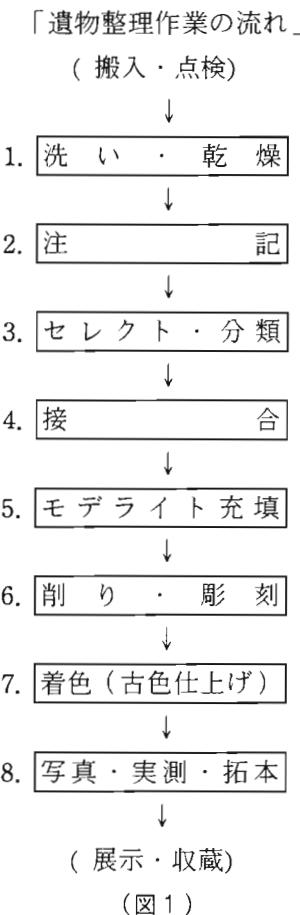
I. はじめに

十日町市が文化財保護条例を施行して25周年になるが、施行当初と現在では生活環境が大きく様変わりしてきたために、埋蔵文化財の発掘調査の件数及び発掘規模は比較にならない程増大してきた。

したがって近年、市の文化財課では冬の降雪期を除いて通年で試掘、発掘調査が行われており、これと併行して遺物の整理作業（報告書へむけての）も発掘調査のできない冬期間を中心に行っており、復元作業等一部は通年で行われている。しかしながら遺物量（調査遺跡数）に対して、いろいろな面で経験者、熟練作業者の確保も間々ならず、整理作業も遅れているのが現状である。この遺物整理作業の中では土器の復元が若干先行しており、通年で作業も行われているので、その復元作業工程についてここに記す。

なお遺物整理作業全体の流れの中に於ける土器の復元工程を下記に図示(図1)する。

図の3.4.5.6.7が復元工程になる。



II. 土器の復元について

土器の復元工程は基本的に、接合→型づくり→石膏(モデライト)入れ→削り仕上げ、模様の彫刻→着色(古色仕上げ)からなる。したがってこれに適した材料があり、それに相俟って技術が伴う事により作業能力は増大する。

最近は土器の復元材料にいろいろな物が使われる様になつてきたが、現在当文化財課では特に新しい素材は使用していない。以下復元の整理作業を順を追って記す。

1. セレクト、分類

発掘調査の際にまとまりで出土した遺物は一括で取り上げて記録されているので注記がなされると、その遺物が個体のまとまりの土器の場合は即復元作業にまわる。

なお全体の注記作業が終了すると、グリットを中心にセレクト、分類作業を経て、復元可能な土器も復元作業にまわる。(写真1)



(写真1)

2. 接合

復元可能な土器は一個体分ごとにひろげて接合部の確認をしながら接着剤で接着して組み立ててゆく。(写真2)接着剤は使い易い市販のセメダインを使用している。脆い土器や風化の進んでいる土器には接着効果は弱いが、今のところそれに変わる接着剤が見当たらない。

以前このような土器については、バインダー処理で土器を強化保護してから復元した事もあるが、強化については効果が認められたが、土器にテリがでてくるために使用をやめた経過がある。

なお脆い土器でも、復元(モデライトの充填)する

ことによって、ある程度強化されることが確認されている。



(写真2)

復元途中で接合部にずれができた時は、接着した土器の接合部に市販のアセトン試薬を浸透させて、硬化したセメダインを溶解させ、修正しながら接合のやり直しをして組み立てる。(写真3)



(写真3)

4. 石膏(モデライト)復元

接合が終わると、欠落部分に石膏(モデライト)による充填となる。充填材は以前は石膏を使用していたが、昭和59年頃からモデライトと言う製品を使用しており、以後石膏は使用していない。

モデライトの成分については、製造元「山立株式会社」技術部によると、5種類の無機物を配合した石膏系の粉末の素材に、顔料を加えて着色したものであり、従来の石膏と比較してモデライトの特質については下記のように説明している。

「(1)練ってから直ぐ硬くならないので(硬化40分前後)、ゆっくり作業ができる。

(2)練ったものの粘度を自由に調節ができる。

(3)酢酸ビニールエマルジョン接着剤(木工ボンド)の添加によって石膏セメント系特有の搖変性によるダレを防ぐことができ、厚くも薄くも自由に肉付けが

できる。

(3)充填材の配合によって、硬化速度、硬度、強度、重量、色調などを調節できる。」

また青木豊氏著『博物館技術学』(雄山閣出版)にモデライトの利点について下記の様に述べられている。「(1)取り扱いが至って簡便である。

(2)砂粒などの異物が約50%まで混入でき、縄文土器、弥生式土器の胎土にきわめて類似した材質感が得られる。

(3)硬化時間が調節でき、粘土状であるところから、たとえば縄文原体を回転施紋しうる。

(4)収縮、膨張、目減り等が生ずることなく、補強性、耐久性も半永久的である。

(5)重量が軽い。

(6)着色が容易である。」

実際に使用してみて(1)(4)(5)(6)については利点が確認できたが、(2)(3)については試みていないので実際のところは分からぬが、(3)についてはモデライトの硬化の状態から見て疑問がある。石膏と比較してそれぞれ一長一短があり、使う人の慣れによって長所がより生かされると思う。

要は使いやすく、迅速に仕事ができ、しかもきれいに仕上がり、強度がある事である。

土器の欠落部分に充填する際の裏止め、型作りについては、当初「焼き物」用の粘土(しがらき)を使用していたが、最近では布粘着テープと併用しており、欠損部の大きいところや型の複雑な部分以外はどちらかと言うと押さえの必要がなく迅速に仕事のできる布粘着テープを多用している。ただ布粘着テープの場合は型がくずれやすい上に粘土より土器面の剥離が多くなる欠点がある。なお周りの汚れを防ぐために一般的に用いられているドラフティングテープは使用していない。

特殊なものの型取りにはシリコンを使用することもある。

5. 削り、彫刻

充填したモデライトが8割位硬化した段階で器面より盛り上がった部分は削って成型する。(写真4)

削り具はサフォーム・シェバー(ドイツ製)と彫刻刀を使っている。複雑な「取っ手」部分等はモデライトの硬化の順を追って形を作り、彫刻刀で仕上げる。最後に全体の模様付けをして出来上がりになる。

模様付けも彫刻刀を使っており、使用している彫刻刀はすべて木工用である。



(写真4)

III. 着色、古色仕上げ

復元部分の着色は周りの汚れを除去してからぬりにはいる。(写真5)



(写真5)

当文化財課に於ける着色のポイントは、実物の部分と比較して違和感がなく、いかに完器の土器らしく見せられるかにある。(写真6)

それには、いわゆる色の3要素といわれる色相、明度、彩度を土器のもつ質感に合わせることが必要である。

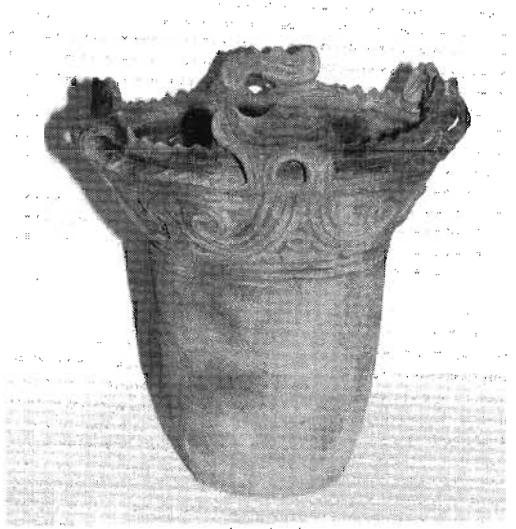
そこで一度ぬりでは全てを表現することは難しいので、何度もぬり重ねることにより色調を合わせ、充実させていく。例えば初めのぬりで色相を合わせ、次に明度及び質感を表現していくという具合に作業を進める。

着色材としては、当初はポスターカラーを使用していたが、モデライト使用時と同じ頃アクリルグアッシュに変更して現在にいたる。

その理由は支持体のモデライトに対してポスターカラーはぬり重ねていく段階で、強いテリ(光ってく

ること)を生じ、発色も良すぎて質感が出しにくく、しかも仕上がった段階で水に弱く(色落ち)、退色も早いなど欠点が多いためである。

なお着色の支持体である石膏とモデライトを比較した場合、石膏は表面がすべり絵の具の定着力が弱く完成後の退色が早い欠点がある。



(写真6)

IV. おわりに

以上復元作業について簡単に記したが、当文化財課に於ける復元の目的の一つは前述したように完器として見せることであり、復元遺物は縄文式土器、弥生式土器、土師器、須恵器、陶磁器等である。それに使われる復元素材は同一の物を使用している。

復元の素材については、復元の目的を完器として見せるか、接合補強材に重点におくかでそれぞれに適した素材を把握することが必要である。

最近ではパテ状エポキシ樹脂や形状記憶樹脂など新素材が使われるようになってきているが、当文化財課でも今後これらの使用を試みて、復元作業の能率向上と作業の簡便さに意を尽くすと共に、作業者(遺物整理全般を含めて)を養成していく必要がある。

なお本稿をまとめるに当たり、「Eの着色、古色仕上げ」の項では直接作業を担当している佐藤実千代氏にご教示いただいた。末筆ながら御礼申し上げる次第である。

V. その他

1. 文化財関連博物館事業

－ 火焰土器と縄文文化をテーマに－

はじめに

十日町市教育委員会文化財課の職員は全員、十日町市博物館の職員を兼務している。ゆえに、そこに働く職員にとって、文化財課と博物館の業務は密接不可分の関係にあるといえる。しかし、普段はそれぞれの担当と役割を分け、文化財課本務と博物館本務の者に分かれ、それぞれの仕事に従事している。文化財課は埋蔵文化財発掘調査、文化財指定や保護管理が中心であり、博物館は館有資料の整理保存や教育普及活動が主な仕事となる。

しかし、今年平成8年度の博物館事業は、考古資料を中心とした文化財に関わる部分を、教育普及事業の前面に出して活動を展開した年でもあったことから、その面においては職務分掌を組直し、職員総動員体制を敷いて事業の推進にあたった。

そこで、今年度の博物館事業を振り返り、そのおおまかな流れや事業展開、成果や反省点などを報告し、今後の業務分担や活動の参考に供したい。

1. 事業の経緯

平成8年度は、十日町市にとって時代の転換点に位置づけられる重要な年度であったかもしれない。当間高原リゾートのオープンや、待望久しいほくほく線の開業があり、地域が変革して行くためのいくつかの施策が現出した年だったからである。

博物館においても、地域のこうした気運を背景にして、この年にふさわしい催しを前年度から模索していた。その中で、全国的な発掘調査進展による考古学ブームや、エコロジーへの关心と縄文文化再評価の動きに合わせ、「縄文の華」とも称される「火焰土器を持ち、圧倒的に豊富な縄文遺跡と遺物を有する十日町の、地の利を活かした考古学分野の催しを開催する案が浮上してきた。それは又、市の官民で進めている「縄文の郷づくり」の一助ともなり、博物館設立の原点－地域と密着した地域の博物館－を見つめ直すことにも繋がる。

しかし、従来の文化財課と博物館の業務・活動分

担の中では、考古部門は文化財課が担当しており、担当者も遺跡発掘調査に追われていて、不本意ながら開館以来一度も、考古学を正面から取り上げた特別展・企画展さえ行なわれたことがなかった。しかも、平成8年度は開発行為にともなう遺跡発掘調査がピークを迎えており、人的側面からもこうした企画実現を危ぶむ声があがったのは当然の成りゆきであった。ともかくも幾度かの職員会議を経て、実施の方向で動き始めたのは平成7年も末のことである。

博物館始まって以来の、考古部門の本格的催しを開催するためには、専門家である文化財課本務の職員の全面的協力なくしては不可能であり、かつ、全職員の協力体制確立を前提にしなければ実現はおぼつかない。そこで、この年の博物館事業は、テーマを「火焰土器と縄文文化」に絞り込み、全事業をこのテーマに沿って組み立てることから始められた。

そして、教育普及事業に関するかぎり通常の職制を取り払い、事業全体を束ねる統括責任者（ゼネラル・マネージャー・GM）を置き、個々の事業ごとの責任者（チーフ・マネージャー）を決め、各自責任を持って仕事に取り組む体制を整えた。その上で各事業担当者毎に、企画書を作成してGMに提出し、会議を重ね、内容・日程調整や予算配分をほどこして事業準備に入った。

こうして出来上がった計画が以下の通りである。

(1)夏季特別展「遺跡発掘速報展1991-1995」

6月15日(土)～30日(日)

担当：太田喜重

(2)博物館講座「縄文の技とこころ」

7月～8月 隔週日曜日 4回

担当：石原正敏

(3)体験教室(子ども博物館)「縄文探検隊」

6月30日(日) 遺跡発掘体験

8月3日(土)・4日(日) 縄文生活体験

担当：庭山敏子

(4)秋季特別展「縄文の美－火焰土器の系譜」

9月28日(土)～10月27日(日)

担当：菅沼 亘

(5)火焰フォーラムと縄文の夕べ

10月12日(土)・13日(日)

担当：星野奈美

以上の5事業を竹内俊道(GM)が統括し、全体を統一・調整する。担当者の相談に乗り、不足を補いながら、PR方法の選定、ポスター・説明資料の製作、様々な折衝、予算外の資金の手当などの種々雑多な業務を、目標を明確にしながら、担当者が動きやすいように処理することが主な仕事である。この体制で年間事業が展開していった。

途中、メイン事業である「火縄フォーラムと縄文の夕べ」の担当者星野が、突然の人事異動で抜けたため、一時現場が混乱したが、竹内がGM兼任で仕事を引き継ぎ、事業を進めることになった。

このように、6月の夏季特別展から始まり、博物館講座・子ども博物館を経て、秋の火縄土器の特別展・火縄フォーラムと縄文の夕べにピークを持っていく試みは、ほぼ順調に滑り出していった。

2. 夏季特展・講座・子ども博物館

以下各事業を順追って紹介し、その成果を報告してみたい。

(1) 夏季特別展「遺跡発掘速報展1991-1995」

6月15日(土)～30日(日)

近年の遺跡発掘調査の成果を展示・公開し、妻有地方の先人が残した貴重な文化遺産を将来に渡って保護・活用していくことの大切を訴え、併せて発掘作業がどういうものかを知ってもらう企画であり、秋季特別展と火縄フォーラムへと続く一連の事業の第一弾としての性格を持つ。

- ・主な遺跡の出土物
- ・発掘現場の用具と内作業
- ・地域から見た遺跡のようす
- ・復元された土器
- ・今年度－発掘途中の遺跡と遺物

展示はこの5つのコーナーからなり、展示資料の総数858点(土器片・パネル等含む)。期間中入場者1337人だった。

また、期間中には、次の企画のPRを会場で行ない、期間終了後には、会場に置いた芳名録記入者宛にお礼葉書を出し、その中に秋のイベントの案内を書き添えた。

(2) 博物館講座「縄文の技とこころ」

昭和60年から続いている市民向けの博物館講座では、今年のテーマを「縄文の技とこころ」とし、一流の講師を招いて、4回シリーズで開講した。

第一回 7月14日(日) 午前10時～12時

「縄文からのメッセージ－魅惑の真脇人－」

講師：加藤三千雄氏(能都町真脇遺跡展示室)

聴講者 54人

第二回 7月28日(日) 午前10時～12時

「縄文心象－日蝕土器の系譜」

講師：武井幸重氏(縄文文化研究会)

聴講者 40人

第三回 8月11日(日) 午前10時～12時

「縄文生活の再現－実験考古学入門」

講師：楠本政助(磐考古学研究所)

聴講者 42人

第四回 8月25日(日) 午前10時～12時

「縄文人の共同性」

講師：後藤和民氏(創価大学教授)

聴講者 39人

講師の先生方には1万年も続き、謎に包まれた縄文時代を、いろいろな角度から取り上げ、最新の学問成果をふまえた分かり易い講義をいただいた。

従来土曜日の午後に開講していた講座を、今年は日曜日の午前中に移してみたが、参加者にも概ね好評だった。

(3) 体験教室(子ども博物館)「縄文探検隊」

博物館友の会と共に開催される体験教室(子ども博物館)は、ここ数年間「昆虫採集と標本づくり」や「しめ縄づくり」を行なってきたが、8年度は年間テーマに合わせ、子供たちで「縄文探検隊」を組織することにし、遺跡発掘体験と縄文生活体験を企画した。

市内の小学校4年生～6年生にチラシを配布し、25人の参加者を得た。

①遺跡発掘体験 6月30日(日)

博物館で縄文時代の展示を見学し、説明を聞いた後、文化財課で発掘中の下条野首遺跡にて、現場担当者の指導のもとに発掘体験を行なった。子供たちにとって発掘作業は初めての体験で、遺物を掘当てると明るい歓声があがっていた。

②縄文生活体験 8月3日(土)・4日(日)

夏休みになって、縄文探検隊は、福島県船引町にある縄文の里(体験村)での一泊二日の宿泊体験旅行に出かけた。そこで竪穴住居に泊まり、土器づくりや弓矢づくりなどを行なうのである。

身の回りのことをなんでも自分でやらなければならないし、みんなで協力しなければなんにもできな

い生活は、子供たちにとっても大変貴重な体験だったと思う。参加者は22人だった。

今回の企画は、探検隊員として最初から両方の催しに参加することを原則に募集した。若干の例外はあったが、参加者には理解していただけたと思う。

体験終了後、参加した子供たちから感想文を書いてもらったが、いずれもほんとうに喜んでもらったことが伝わってくるような文面で、企画した主催者としては嬉しいかぎりであった。

3. 秋季特展・火焔フォーラムと縄文のタペ

平成8年度事業の中心となったのは、秋季特別展と10月に行われた「火焔フォーラムと縄文のタペ」である。後者は特別展期間中のほぼ中間に開催され、二つの事業が連動して、より大きな成果が得られたと思う。次に秋季特展と「火焔フォーラムと縄文のタペ」について、若干の説明を加えてみたい。

(4) 秋季特別展「縄文の美ー火焔土器の系譜」

9月28日(土)～10月27日(日)

市内の笹山遺跡から出土した火焔型土器及び王冠型土器20個体は、重要文化財に指定され、その出土個体数・保存状態において他に類をみない。秋季特展は、この十日町の宝ともいるべき火焔土器を中心とした縄文の美を探る特別展で、県内外から代表的火焔型・王冠型土器73点を集めて公開した。

内容としては、

- ・火焔土器の出現前夜
- ・王冠型土器の変遷
- ・火焔土器の出現と成立
- ・火焔土器の隆盛と消滅
- ・火焔土器をとりまく土器
- ・笹山遺跡の土器

の6コーナーからなり、関連資料も加えて、縄文時代中期に信濃川中流域に隆盛をみた火焔土器と王冠型土器の系譜をたどれるように構成した。

会期初日には、博物館友の会と共に、山梨県立考古博物館学芸員今福利恵氏による「火炎土器の系譜」と題した講演会を開催し、毎週日曜日の午後には、担当学芸員による展示解説も行なった。

また、友の会では、今回の特展図録を中心に、考古学関係資料の領布コーナーを設け、利用者に好評を博した。期間中の入場者は2850人だった。

(5) 火焔フォーラムと縄文のタペ

10月12日(土)・13日(日)

第一会場 クロス10(十日町地域産業振興センター)

第二会場 十日町市博物館

市の誇る文化遺産火焔土器のより広い周知と、学問的意味付けを目指しながら、併せて市民の参加できる楽しいイベントを加えて、地域の文化をアピールしようとする企画で、次のような3つの工夫をほどこしてみた。

①学術的な雰囲気と楽しい一般参加型イベントを組み合わせる。

火焔フォーラム→学術的イベント

縄文のタペ→一般参加型イベント

②縄文的世界ー自然との共生ーを演出。

縄文遊食コーナー

縄文コンサート

③火焔土器に親しむ企画を加える。

火焔土器を描こう！

特別展との連動

以下、その内容を略述する。

■クロス10会場 (12日PM)

◎基調講演 講師 土肥 孝氏(文化庁文化財調査官)

演題：「縄文社会と火焔形土器」

◎研究報告 3氏

①寺崎裕助氏(新潟県埋蔵文化財調査事業団)

「火炎土器の成立・展開・終焉」

②山口逸弘氏(群馬県埋蔵文化財調査事業団)

「曲隆線文様の時代」

③水沢教子氏(長野県埋蔵文化財センター)

「大木式土器と火焔型土器ー胎土から考えられること」

基調講演で、講師の土肥孝氏により、火焔土器を生み出した縄文社会の特質についての言及がなされた後、第一線で活躍する研究者3氏による、最新の火焔土器研究の成果報告が行なわれた。

◎討論会

「火焔土器をめぐる諸問題」

研究報告を行なった3氏に、基調講演講師の土肥孝氏が加わってパネラーとなり、駒形敏朗氏(長岡市教育委員会)がコーディネーターを務めて①火焔土器の成立、②その用途、③文化の交流などの諸問題を題材に討論を開いた。

フォーラム第一日目のこの日の入場者は、220人を数え、会場いっぱいの人であふれた。

○情報交歓会(レセプション)

この夜開催された情報交歓会には、各講師やコン

サートの出演者のほか、翌日の記念講演講師、高橋克彦氏も駆けつけてくれ、内外から110名の参加を得て盛況だった。

□博物館会場（12日AM）

◎遺跡見学会

フォーラム参加者を対象に、市内の代表的縄文遺跡を見学するツアー。職員による案内と解説で、 笹山遺跡、野首遺跡、大井久保遺跡等を回った。参加者は32名だった。

◎火焔土器を描こう！

火焔土器を、郷土の明日を担う子供たちに直に触れてもらい、本物の美を肌で感じてもらおうと、小学生(4年生以上)を対象にして火焔土器を描く写生大会。火焔土器を秋の気配に包まれた博物館前の郷土植物園に運び、担当者の指導で12名の小学生が火焔土器の写生に挑戦した。

この日描かれた絵は、11月3日(日)・文化の日の博物館無料公開日に館内に展示された。

□博物館会場（12日PM）

◎縄文コンサート

青森県西津軽郡森田村で、土器に皮を張った太鼓や土笛などの楽器を駆使して、縄文時代の音楽再現に取り組んでいる「石神縄文太鼓」の皆さんによるコンサート。

当初、郷土植物園を屋外ステージにして、松明など火を使った視覚的にも楽しめる演奏会を開く計画だったが、生憎の雨で会場を博物館ロビーに変更したため、残念ながら火は使えなかった。しかし、土器製の太鼓、土笛、叩き石による演奏と、踊りを加えたステージは、素朴な迫力に満ちていて、会場に幻想的な世界を創り出した。

なお、 笹山遺跡を校区にもつ市立中条小学校児童で組織する「笹山縄文太鼓」の子供たちもコンサートに参加し、力強い太鼓の響きで会場を沸かせた。

◎縄文遊食コーナー

縄文時代や古代の食物に思いをはせて作った、ドングリ・クッキー・コーヒー、黒米のおにぎりのほか、地の食材を使って調理した食物を味わってもらおうと、友の会の役員や職員で調理した山菜料理、収穫したての栗・柿・胡桃・アケビ・きのこ等秋の味覚も取り揃えて、来館者・フォーラム参加者にふるまわれた。遠来の参加者には特に好評だった。

このコンサートと遊食コーナーには、約130人の入場があった。

■クロス10会場（13日AM）

◎シンポジウム

「縄文遺跡とまちづくり」

縄文遺跡の宝庫ともいえる十日町市。発掘された縄文遺跡をこれからまちづくりに活かしたいと、各地で実践活動をつづけている方々をお迎えし、地元の活動団体の代表も加わってのシンポジウム。

前日の基調講演講師、土肥孝氏をコーディネーターに、次の方々をパネラーにして開催した。

- ・ 加藤三千雄氏(石川県能都町)
- ・ 小石沢源光氏(福島県船引町)
- ・ 翠川 泰弘氏(長野県戸倉町)
- ・ 佐野 良吉氏(十日町市)

シンポジウムでは、各氏の実践報告をもとに、①現在と今後の展望、②費用の負担、③創造部門と体験部門の比率と今後の方針、④行政との関わりなどさまざまな観点から意見が交換された。解決策や結論はでなかつたが、今後活動を推進する上の注意点やヒントが得られた。

◎記念講演 講師：高橋克彦氏(作家)

演題：「縄文－日本の基層文化－を語る」

今回のイベントの最後を飾る記念講演は、歴史・ミステリー作家で、東北地方の縄文文化に深い関心と造詣をお持ちの作家高橋克彦氏を講師にお迎えし、遙かな縄文時代とその文化への自らの思いを語っていただいた。なお、この記念講演には、十日町市文化協会連合会の多大な協力があった。

この日の参加者も前日に引き続き200人を超えた盛況だった。

こうして、2日間に渡って繰り広げられた、「火焔フォーラムと縄文のタベ」も滞りなく終了し、さまざまな交流が生まれ、多くの収穫を得ることができた。

また、この火焔フォーラムに関する資料集として、講師各位の玉稿を得た『火焔土器研究の新視点』を刊行し、秋季特展図録『縄文の美－火焔土器の系譜』の刊行と合わせて、火焔土器に関する有益な資料を提供することができたことは大きな収穫であった。

4. 事業の成果と今後の展望

今回の「火焰フォーラムと縄文の夕べ」は、博物館・文化財課が総力を挙げて取り組んだ催しであり、平成6年に開催した「越後あんぎんシンポジウム」を上回る規模のイベントであった。

しかも、博物館の年間事業を火焰土器と縄文文化に収斂し、展開させた点でも初めての試みであった。

フォーラムの主な成果をみれば、

- ①学会の最先端で活躍する研究者や文化遺産を活用したまちづくりの実践者を一堂に集め、貴重な提言や示唆を得たこと。
 - ②「火焰土器文化圏」の中心地十日町市の存在を、内外にアピールできたこと。
 - ③資料集の刊行により、火焰土器研究に新しい視点を導入できたこと。
 - ④イベントと博物館の特別展「縄文の美－火焰土器の系譜」とを連動させ、参加者により強い印象を与えることができたこと。
 - ⑤市外、県外からの参加者も多く、様々な情報交換と情報発信ができること。
- などが挙げられるだろう。

また、反省点としては、会場の分散による対応の不備が若干認められたこと。短期間に多くのイベントを組み込んだため、あわただしい印象を与えたかもしれない点などである。それと、クロス10会場の音響設備が悪く、内容が聞き取れないとの苦情が寄せられていた。こうした催しに使える適当な会場が市内に他にないことは、今後のいろんな活動に大きな支障をきたすことになるだろう。

とにかく、今催しにおいて所期の目的であった、

- ①火焰土器研究への積極的参入と対外的アピール、
- ②火焰土器や縄文遺跡の活用への提言、③市民の火焰土器に対する認識強化は、かなりの成果を挙げたと考えられる。今後は、資料や情報の整理と蓄積をすすめながら研究を続け、内容の充実した企画や催しを定期的に継続していく必要がある。こうした息の長い活動を持続して行く中で、「火焰土器と縄文文化の中心地」十日町市の地位が確立していくものと考える。

いずれにしても、今回の一連の事業は、博物館の今後の活動にとって、「やればできる」という大きな自信と、様々な教訓をもたらしたと思う。

真面目に取り組まなければならない課題として、テーマの設定、事業の組み方、実行組織・責任体制

のあり方、仕事の目標設定と分担、協力体制などなどが挙げられるだろうし、特に、責任ある立場に立つべき職員のあり方の問題や、職制と実体の乖離も如実に浮き彫りとなった。

そしてなによりも、こうした事業においては、職員自身が「自分たちが何をしなければならないのか、何ができるのか」といった基本的問題意識へのより真剣な問いかけが必要なのではないか。これなくしては、今後より良い事業や実績は決して生まれてはこないであろう。

むすびにかえて

以上、平成8年度の博物館事業について略述してきたが、このように年間テーマを決め、職員に責任を持たせて企画書も提出させ、統括責任者(GM)の元で事業を推進することは、博物館にとっても初めての試みであり、今後の事業展開への足がかりとなったことは疑いない。

一連のプロジェクトとして見ても、個々の事業の相乗効果もあって、大成功のうちに幕を閉じたと言えるであろう。

博物館の今後の事業の中でも、この貴重な体験を活かして更に精進をつづけ、地域博物館としての原点に立って、活動を続けて行きたいと思っている。

最後に、それぞれの部門を、責任をもってきちんとやり遂げた担当職員と、蔭に日に支えてくれた博物館・文化財課の臨時・嘱託・調査補助員の諸氏、博物館友の会の役員各位及び事業に関わった全ての皆さんに感謝の意を捧げたい。

(竹内俊道)

2. 文化財資料の貸出し状況について

実物（レプリカ含む）資料の貸出しでは、近年の考古ブームを反映してか、国重文「笛山遺跡出土品一括（928点）」をはじめとする、火焔土器などの考古資料の貸出しが圧倒的に多い。

民俗関係では、これも考古学に関連して、越後アンギン資料の貸出しが目立ち、ついで越後縮などの織物関連資料、積雪期用具などがつづく。

市外・県外への貸出しが主で、概略は一覧表のとおりである。

実物資料以外の、カラーポジ、ネガ、写真紙焼などの貸出し状況についてもほぼ同様な傾向にあり、市内・県内・県外合わせると50件余にのぼる貸出しがある。貸出先は、博物館等の施設をはじめ多岐にわたるが、最近は特に、教科書関係出版社が多い。

（阿部恭平）

文化財資料の貸出し状況一覧

※市内貸出し除く。実物（レプリカ含む）のみ。

貸出施設名	特 別 展 名	貸 出 資 料 名	貸出期間	観 覧 料	備 考
愛知県名古屋市 糸重株式会社 (民間)	越後の織物の歴史展	市文・十日町織物歴代標本帳 2冊	貸出 5/21～6/10 会期 5/22～6/ 5	一般 0 円 (団割 0 円)	
新潟県柏崎市 柏崎市立博物館 (市立)	(鍬の調査・研究)	平鍬、三本鍬など 11点	6/11～8/31		
新潟県新潟市 東北電力グリー ンプラザ(民間)	第66回あがたの 息ぶき・十日町展	重文・笛山遺跡出土品のうち火焔・ 王冠形土器レプリカ 3点、積雪期 用具 15点、越後アンギン資料 2点、越後縮資料・絹織物資料 各 7点	8/19～8/29 8/21～8/21	0 円 (0 円)	
群馬県玉村町 玉村町歴史 資料館(町立)	縄文時代の布を編む	越後アンギン袖なし・前掛け 2点、 アンギン編み工具一式、 アカソの纏維 1束	8/19～9/26 8/20～9/23	0 円 (0 円)	期間中体験学 習会を併催
岡山県岡山市 岡山県立美術館 (県立)	女はどう表現されて きたか	三角形土偶 5点（笛山遺跡 2点、 幅上遺跡 2点、ぼんのう遺跡 1 点）	9/3～11/30 10/9～11/10	820円 (656円)	図録『女はどう表現されて きたか』所収 「考古」10頁
宮城県中新田町 縄文芸術館 (町立)	縄文火焔展 ～信濃川流域の火焔 形土器を中心にして～	重文・笛山遺跡出土品のうち火焔土 器レプリカ 2点、幅上遺跡土器 8点、大井久保遺跡土器 3点、小 坂・南雲・赤羽根・城倉遺跡土器 各1点、市文・笛山遺跡土器 12点 合計29点	11/1～12/14 11/3～12/ 8	400円 (350円)	図録『縄文火 焰展』18頁
茨城県神栖町 神栖町歴史民俗 資料館(町立)	縄文人からのおくり もの ～発掘されたタイム カプセル～	重文・笛山遺跡出土品のうち火焔土 器レプリカ 2点、王冠形土器レプ リカ 1点、堅果類（クリ、トチ、 ミズナラ、コナラ、クルミ）一式	12/ 4～9/1/28 12/10～9/1/21	0 円 (0 円)	解説パンフ 『縄文人から のおくりも の』10頁
静岡県島田市 島田市博物館 (市立)	縄文土器展 ～縄文人からの メッセージ～	重文・笛山遺跡出土品のうち火焔土 器実物 3点、王冠形土器実物 1 点、市文・笛山遺跡土器 3点 合計7点	1/15～3/15 1/18～3/ 9	200円 (160円)	関連掲載誌 『目の眼』No. 246、1997/3 所収「縄文人 の祈りとかた ち」7頁

資 料

■歴代文化財保護審議会委員

■指定文化財一覧

■市内遺跡一覧

■条例・規則

歴代文化財保護審議会委員

※昭和47年6月11日～昭和57年3月31日までは文化財調査審議委員会

委員名	S 47	S 48	S 49	S 50	S 51	S 52	S 53	S 54	S 55	S 56
山口 賢俊	—									
中川 成夫						—				
竹内 道雄	—									
樋熊 清治	—									
山内 軍平	—									
滝沢 栄輔	—									
佐野 良吉	—									
大久保 健		—								
大島 伊一									—	
藤田 康二									—	

委員名	S 57	S 58	S 59	S 60	S 61	S 62	S 63	H 1	H 2	H 3
竹内 道雄	—									
樋熊 清治	—									
山内 軍平	—			—						
佐野 良吉	—									
大久保 健	—				—					
大島 伊一	—									
藤田 康二	—									
上村 政基			—							
駒形 智					—					
島田 靖久					—					
田村 喜一							—			

委員名	H 4	H 5	H 6	H 7	H 8	H 9	H 10	H 11	H 12	H 13
竹内 道雄						—				
樋熊 清治					—					
佐野 良吉	—									
大島 伊一	—				—					
上村 政基					—					
島田 靖久	—									
田村 喜一	—									
須藤 重夫					—					

文化財保護審議会委員名簿（S.47.6.12～57.3.31までの名称は、文化財調査審議委員会）

山口 賢俊（昭和47年6月12日～昭和53年6月11日）
中川 成夫（昭和47年6月12日～昭和53年6月11日）
竹内 道雄（昭和47年6月12日～ 現 在 ）
樋熊 清治（昭和47年6月12日～ 現 在 ）
山内 軍平（昭和47年6月12日～昭和61年6月11日）*昭和60年8月8日没
滝沢 栄輔（昭和47年6月12日～昭和49年6月11日）
佐野 良吉（昭和47年6月12日～ 現 在 ）
大久保 健（昭和49年6月12日～昭和61年6月11日）
大島 伊一（昭和53年6月12日～ 現 在 ）
藤田 庚二（昭和55年6月12日～昭和59年6月11日）
上村 政基（昭和59年6月12日～ 現 在 ）
駒形 懇（昭和61年6月12日～昭和63年6月11日）
島田 靖久（昭和61年6月12日～平成 8年6月11日）
田村 喜一（昭和63年6月12日～ 現 在 ）
須藤 重夫（平成 8年6月12日～ 現 在 ）

《第1期 S.47～49》

山口賢俊(新潟県民俗学会会長)
中川成夫(立教大学教授)
○竹内道雄(長岡高専教授)
樋熊清治(長岡市立科学博物館)
◎山内軍平(民俗研究家)
滝沢栄輔(織物研究家)
佐野良吉(郷土史家)

《第5・第6期 S.55～59》

○竹内道雄(長岡高専教授)
樋熊清治(長岡市立科学博物館)
◎山内軍平(民俗研究家)
佐野良吉(郷土史家)
大久保健(織物研究家)
大島伊一(郷土史家)
藤田庚二(郷土史家)

《第9～第12期 S.63～H.8》

○竹内道雄(愛知学院大学教授)
○樋熊清治(昆虫・植物学者)
佐野良吉(郷土史家)
大島伊一(郷土史家)
上村政基(郷土史家)
島田靖久(考古研究者)
田村喜一(郷土史家)

《第2・第3期 S.49～53》

山口賢俊(新潟県民俗学会会長)
中川成夫(立教大学教授)
○竹内道雄(長岡高専教授)
樋熊清治(長岡市立科学博物館)
◎山内軍平(民俗研究家)
佐野良吉(郷土史家)
大久保健(織物研究家)

《第7期 S.59～61》

○竹内道雄(長岡高専教授)
樋熊清治(昆虫・植物学者)
◎山内軍平(民俗研究家)
佐野良吉(郷土史家)
大久保健(織物研究家)
大島伊一(郷土史家)
上村政基(郷土史家)

《第13期 H.8～10》

○竹内道雄(愛知学院大学客員教授)
○樋熊清治(昆虫・植物学者)
佐野良吉(郷土史家)
大島伊一(郷土史家)
上村政基(郷土史家)
田村喜一(郷土史家)
須藤重夫(郷土史家)

《第4期 S.53～55》

○竹内道雄(長岡高専教授)
樋熊清治(長岡市立科学博物館)
◎山内軍平(民俗研究家)
佐野良吉(郷土史家)
大久保健(織物研究家)
大島伊一(郷土史家)

《第8期 S.61～63》

○竹内道雄(愛知学院大学教授)
○樋熊清治(昆虫・植物学者)
佐野良吉(郷土史家)
大島伊一(郷土史家)
上村政基(郷土史家)
駒形 懇(川西高校校長)
島田靖久(考古研究者)

○は委員長

○は職務代理者

(4) 指定文化財 (平成9・3・31現在)

区分	番号	種別	名 称	員 数	指定年月日	所在 地	所 有 者 管理者	備 考
国	1	考古資料	笹山遺跡出土品一括	928点	平 4. 6.22	西本町1	十日町市 (博物館)	縄文時代
"	2	有形民俗	越後縮の紡織用具及び関連資料	2,098点	昭 61. 3.31	"	" (")	江戸～明治
"	3	"	十日町の積雪期用具	3,868点	平 3. 1.19	"	" (")	江戸～ 昭和30年代
県	4	建造物	神宮寺観音堂・山門	2棟	平 3. 3.29	四日町	神宮寺	江戸期
"	5	絵画	山水図釧雲泉筆六曲屏	1双	昭 29. 2.10	山本	閔口芳央	江戸末期
"	6	彫刻	木造十一面千手観音立像	1躯	昭 46. 4.13	四日町	神宮寺	平安後期
"	7	"	木造四天王立像(伝広目天・伝毘沙門天)	2躯	昭 49. 3.30	"	"	平安末期
"	8	有形民俗	越後縮幡	74旒 (追 50. 3.29)	吉田山谷ほか 6社 (博物館)	吉田山谷ほか 6社 (博物館)	吉田社ほか6社 (博物館)	江戸～明治
"	9	史跡	大井田城跡		昭 53. 3.31	中条	十日町市	南北朝期
"	10	天然記念物	小貫諏訪社の大スギ	1本	"	小貫	諏訪神社	幹囲8.33m
市	11	建造物	智泉寺山門	1棟	平 6. 3.23	昭和町3	智泉寺	江戸中期
"	12	"	觀泉院山門	1棟	平 7. 3.24	土市	觀泉院	江戸中期
"	13	絵画	一遍上人絵詞伝	8巻	昭 54. 9.12	川原町	小林賢有	江戸中期
"	14	彫刻	木造阿弥陀如来立像	1躯	平 8. 3.21	川原町	来迎寺	鎌倉後期
"	15	工芸	越後縮・裂見本帳	2冊	昭 47. 11.28	本町3	蕪木孫右	江戸期
"	16	"	十日町織物歴代標本帳	32冊 (15)	昭 62. 2.23 (追平 1.2.16)	西寺町	十日町織物工業組合 (博物館)	明25～昭13 明42～昭8
"	17	"	縮問屋加賀屋の御用縮及び関連資料	110点	平 2. 6.8	西本町1	蕪木元昭 (博物館)	江戸後期
"	18	考古資料	馬場上遺跡出土品	一括	平 2. 2.22	"	十日町市 (博物館)	古墳時代中期 ～平安時代
"	19	"	笹山遺跡出土品	"	"	"	" (")	中世
"	20	歴史	旗指物	1旗	昭 55. 4.11	六箇山谷	富井清孝	江戸初期
"	21	無形民俗	赤倉神楽		昭 51. 11. 8	赤倉	赤倉神楽保存会	
"	22	"	大の坂		昭 59. 1.26	中条旭町	中条大の坂保存会	
"	23	"	新保広大寺節		"	下条本町	新保広大寺節保存会	
"	24	"	新水のドウラクジン(道楽神)と ハネッケエーシ(羽根返し)		平 7. 3.24	新水	新水地区	
"	25	史跡	四日町神宮寺境内地及び山林		昭 47. 11.28 (追 49. 6.11)	四日町	竹内道雄	江戸期
"	26	"	大黒沢正平在銘梵字碑	1基	昭 51. 1.10	大黒沢	村山辰義	南北朝期
"	27	"	鉢の石仏		昭 53. 1.28	鉢	鉢石仏保存会	江戸期 民間信仰跡
"	28	"	笹山遺跡		平 4.12. 3	中条上町	岩田栄十郎 ほか	縄文時代
"	29	名勝	積翠荘		昭 55. 4.11	吉田山谷	酒井うめ子	江戸期
"	30	天然記念物	姿箭放神社大ケヤキ	1本	昭 63. 7.20	姿	箭放神社	樹齢約550年 幹囲5.14m
"	31	"	高龍神社社叢		平 1.10. 3	背戸	高龍神社	
"	32	"	安養寺松尾神社の大スギ	1本	平 4. 3.21	安養寺	安養寺地区	樹齢約500年 幹囲7m
"	33	"	安養寺円通庵の三本スギ	3本	"	"	"	樹齢約500年
"	34	"	枯木又龍王池とカスミザクラ及び三本スギ	1か所1本 3本	平 6. 3.23	枯木又	東西枯木又	
"	35	"	入山のカスミザクラ	1本	平 9. 3.24	入山	山本丑松	

市内遺跡一覧 (平成9・3・31現在)

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1. 愛宕山遺跡(十日町) | 48. 宮栗上原遺跡(水沢) |
| 2. 宮栗行塚遺跡(水沢) | 49. 南原遺跡(〃) |
| 3. カタガリ下原遺跡(〃) | 50. 大井久保遺跡(〃) |
| 4. 伯父ヶ窪A遺跡(川治) | 51. ぼんのう遺跡(〃) |
| 5. 中林I遺跡(吉田) | 52. 珠川A遺跡(〃) |
| 6. 中山A遺跡(川治) | 53. 珠川B遺跡(〃) |
| 7. 御嶽山遺跡(十日町) | 54. 珠川C遺跡(〃) |
| 8. 中林II遺跡(吉田) | 55. 笹山遺跡(中条) |
| 9. 城之越遺跡(十日町) | 56. 島C遺跡(〃) |
| 10. 中山C遺跡(川治) | 57. 野首遺跡(下条) |
| 11. 上ノ原遺跡(吉田) | 58. 上ノ山遺跡(吉田) |
| 12. 寺山B遺跡(水沢) | 59. 上ノ山開墾地遺跡(〃) |
| 13. 伊達遺跡(〃) | 60. 西山遺跡(〃) |
| 14. 赤羽根遺跡(〃) | 61. 小坂遺跡(〃) |
| 15. 宮栗遺跡(〃) | 62. 天池C遺跡(水沢) |
| 16. 桜ヶ丘遺跡(〃) | 63. 水穴遺跡(〃) |
| 17. 馬場下原遺跡(〃) | 64. 下梨子遺跡(十日町) |
| 18. 大石遺跡(〃) | 65. 蟹沢遺跡(吉田) |
| 19. 麻畑原A遺跡(六箇) | 66. 麻畑原B遺跡(六箇) |
| 20. 城倉遺跡(水沢) | 67. 狸原遺跡(吉田) |
| 21. 深沢遺跡(川治) | 68. 樽沢開田遺跡(〃) |
| 22. 上塚原A遺跡(〃) | 69. 北原東遺跡(中条) |
| 23. 馬場神社遺跡(水沢) | 70. 中山B遺跡(川治) |
| 24. 桃山遺跡(〃) | 71. つづじ原B遺跡(水沢) |
| 25. カタガリ遺跡(〃) | 72. 椿池遺跡(〃) |
| 26. 新座原A遺跡(中条) | 73. 牛ヶ首遺跡(〃) |
| 27. 伯父ヶ窪B遺跡(川治) | 74. 北原西遺跡(中条) |
| 28. 女池遺跡(飛渡) | 75. 西浦遺跡(川治) |
| 29. 石橋遺跡(吉田) | 76. 城之古遺跡(〃) |
| 30. 市ノ坂遺跡(下条) | 77. 上塚原B遺跡(〃) |
| 31. 泥木遺跡(飛渡) | 78. 四ツ宮遺跡(十日町) |
| 32. 林の下遺跡(下条) | 79. 馬場上遺跡(〃) |
| 33. 行塚遺跡(〃) | 80. 小黒沢火葬墓(水沢) |
| 34. 岩坪遺跡(飛渡) | 81. 伊達城跡(〃) |
| 35. 城塚遺跡(中条) | 82. 秋葉山城跡(六箇) |
| 36. 新座原B遺跡(〃) | 83. 山本城跡(川治) |
| 37. 山本遺跡(川治) | 84. 赤城城跡(〃) |
| 38. 大沢遺跡(〃) | 85. 城之腰城跡(十日町) |
| 39. 田麦原遺跡(六箇) | 86. 新座城跡(中条) |
| 40. 牧脇遺跡(水沢) | 87. 陣ヶトド城跡(〃) |
| 41. 寺山A遺跡(〃) | 88. 峰の薬師城跡(〃) |
| 42. つづじ原A遺跡(〃) | 89. 魚ノ田川城跡(飛渡) |
| 43. 天池A遺跡(〃) | 90. 大峰城跡(中条) |
| 44. 天池B遺跡(〃) | 91. 大井田城跡(〃) |
| 45. 横割遺跡(〃) | 92. 平城跡(下条) |
| 46. 南雲遺跡(〃) | 93. 原山城跡(〃) |
| 47. 干溝原遺跡(〃) | 94. 花水城跡(中条) |

95.	山 谷 城	跡(吉田)	142.	柳 木 田 遺 跡(水沢)
96.	小 泉 城	跡(")	143.	江 崎 遺 跡(")
97.	石 橋 城	跡(")	144.	栗 ノ 木 田 遺 跡(川治)
98.	狐 城	跡(中条)	145.	川 治 上 原 A 遺 跡(")
99.	下 狐 城	跡(")	146.	川 治 上 原 B 遺 跡(")
100.	琵 琶 懸 城	跡(川治)	147.	南 谷 内 館 遺 跡(水沢)
101.	坪 野 館	跡(中条)	148.	伊 達 八 輜 館 遺 跡(")
102.	尾 崎 館	跡(")	149.	寺 大 門 北 遺 跡(")
103.	桃 山 城	跡(水沢)	150.	寺 大 門 南 遺 跡(")
104.	廿 日 城	跡(下条)	151.	河 原 田 遺 跡(")
105.	土 市 城	跡(水沢)	152.	姿 城 遺 跡(")
106.	水 沢 館	跡(")	153.	馬 場 館 遺 跡(")
107.	川 治 百 塚 第 1 号 塚	(川治)	154.	高 島 城 遺 跡(吉田)
108.	川 治 百 塚 第 2 号 塚	(")	155.	舟 山 遺 跡(中条)
109.	川 治 百 塚 第 3 号 塚	(")	156.	社 烟 遺 跡(")
110.	川 治 百 塚 第 4 号 塚	(")	157.	貉 原 遺 跡(水沢)
111.	川 治 百 塚 第 5 号 塚	(")	158.	大 清 水 遺 跡(")
112.	川 治 百 塚 第 6 号 塚	(")	159.	朴 ノ 木 清 水 A 遺 跡(")
113.	川 治 百 塚 第 7 号 塚	(")	160.	朴 ノ 木 清 水 B 遺 跡(")
114.	川 治 百 塚 第 8 号 塚	(")	161.	新 座 原 C 遺 跡(中条)
115.	川 治 百 塚 第 9 号 塚	(")	162.	新 座 原 D 遺 跡(")
116.	川 治 百 塚 第 10 号 塚	(")	163.	新 座 原 E 遺 跡(")
117.	川 治 百 塚 第 11 号 塚	(")	164.	市 之 沢 城 遺 跡(水沢)
118.	川 治 百 塚 第 12 号 塚	(")	165.	当 間 城 遺 跡(")
119.	川 治 百 塚 第 13 号 塚	(")	166.	大 坂 下 遺 跡(")
120.	川 治 百 塚 第 14 号 塚	(")	167.	赤 川 遺 跡(")
121.	川 治 百 塚 第 15 号 塚	(")	168.	鳥 森 遺 跡(")
122.	川 治 百 塚 第 16 号 塚	(")	169.	中 在 家 A 遺 跡(")
123.	川 治 百 塚 第 17 号 塚	(")	170.	根 岸 遺 跡(")
124.	川 治 百 塚 第 18 号 塚	(")	171.	中 段 遺 跡(下条)
125.	川 治 百 塚 第 19 号 塚	(")	172.	鍛 冶 遺 跡(吉田)
126.	山 谷 七 ツ 塚 第 1 号 塚	(六箇)	173.	鎧 坂 二 ツ 塚(")
127.	山 谷 七 ツ 塚 第 2 号 塚	(")	174.	幅 上 遺 跡(")
128.	山 谷 七 ツ 塚 第 3 号 塚	(")	175.	寺 屋 敷 遺 跡(")
129.	山 谷 七 ツ 塚 第 4 号 塚	(")	176.	中 田 遺 跡(川治)
130.	山 谷 七 ツ 塚 第 5 号 塚	(")	177.	狐 塚 遺 跡(")
131.	山 谷 七 ツ 塚 第 6 号 塚	(")	178.	透 崎 遺 跡(水沢)
132.	山 谷 七 ツ 塚 第 7 号 塚	(")	179.	小 坂 東 遺 跡(吉田)
133.	寺 山 塚	(水沢)	180.	牛 塚 遺 跡(")
134.	鎧 塚	(")	181.	大 新 田 遺 跡(")
135.	萱 峯 塚 1 号 塚	(下条)	182.	金 塚(")
136.	萱 峯 塚 2 号 塚	(")	183.	鎧 坂 上 ノ 山 遺 跡(")
137.	カ タ ガ リ 城	跡(水沢)	184.	宮 ノ 上 A 遺 跡(")
138.	道 城	跡(下条)	185.	宮 ノ 上 B 遺 跡(")
139.	高 橋 館	跡(中条)	186.	道 下 遺 跡(中条)
140.	北 原 八 輜 遺 跡	(")	187.	延 命 寺 遺 跡(吉田)
141.	池 ノ 端 遺 跡	(下条)	188.	中 条 上 ノ 原 遺 跡(中条)

189. 田 中 町 遺 跡 (十日町)
190. 川 治 坂 ノ 上 遺 跡 (川 治)
191. カ ウ カ 平 A 遺 跡 (吉 田)
192. カ ウ カ 平 B 遺 跡 (")
193. 高 島 南 原 A 遺 跡 (")
194. 高 島 南 原 B 遺 跡 (")
195. 江 下 遺 跡 (中 条)
196. 神 宮 寺 遺 跡 (")
197. 大 船 山 遺 跡 (川 治)
198. 森 上 遺 跡 (")
199. 一 石 苗 遺 跡 (中 条)
200. 四 日 町 館 跡 (")
201. 中 道 遺 跡 (吉 田)
202. 舟 渡 遺 跡 (")
203. 思 川 遺 跡 (")
204. 中 ノ 沢 遺 跡 (川 治)
205. なんぜん萱場遺跡(水沢)
206. ほんのう南遺跡(")
207. 戸 屋 遺 跡 (下 条)
208. 上 組 A 遺 跡 (")
209. 上 組 B 遺 跡 (")
210. 上 梨 子 A 遺 跡 (十日町)
211. 上 梨 子 B 遺 跡 (")
212. や せ 舟 遺 跡 (")
213. 清 水 堤 遺 跡 (川 治)
214. 堀 ノ 内 原 遺 跡 (下 条)
215. 枯 木 遺 跡 (中 条)
216. 白 井 田 A 遺 跡 (")
217. 白 井 田 B 遺 跡 (")
218. 島 A 遺 跡 (")
219. 島 B 遺 跡 (")
220. 岡 山 遺 跡 (")
221. 谷 内 田 遺 跡 (")
222. アミダ屋敷A遺跡(")
223. 十二沖 A 遺 跡 (下 条)
224. 十二沖 B 遺 跡 (")
225. 春 山 遺 跡 (")
226. 寿 久 保 遺 跡 (")
227. 原 田 A 遺 跡 (中 条)
228. 原 田 B 遺 跡 (")
229. 梨 ノ 木 遺 跡 (")
230. 中 曾 根 A 遺 跡 (")

条 例

○十日町市文化財保護条例

(昭和57年3月24日条例第5号)

(昭和46年12月22日条例第33号)

十日町市文化財保護条例を全文改正)

目 次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 市指定有形文化財（第4条－第15条）

第3章 市指定無形文化財

（第16条－第20条）

第4章 市指定民俗文化財

（第21条－第26条）

第5章 市指定史跡名勝天然記念物

（第27条－第30条）

第6章 文化財保護審議会

（第31条－第35条）

第7章 補則（第36条）

付 則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）

第98条第2項の規定に基づき、同法及び新潟県文化財保護条例（昭和48年新潟県条例第33号。以下「県条例」という。）の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で十日町市（以下「市」という。）の区域内に存するものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の郷土に対する認識を深め文化の向上に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

1 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で、市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

2 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で、市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの

（以下「無形文化財」という。）

3 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で、市民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

4 貝づか、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で、市にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、山岳その他の名勝地で、市にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で、市にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

（市民、所有者等の責務）

第3条 市民は、市がこの条例の目的を達成するために行う措置に誠実に協力するものとする。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な市民の財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めるものとする。

3 十日町市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、この条例の執行に当っては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

第2章 市指定有形文化財

（指定）

第4条 教育委員会は、市の区域内に存する有形文化財のうち市にとって重要なものを十日町市指定有形文化財（以下「市指定有形文化財」という。）に指定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ指定をしようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合はこの限りでない。

3 教育委員会は、第1項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ十日町市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならない。

4 第1項の規定による指定は、その旨を告示すると

ともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

5 第1項の規定による指定は、前項の規定によった告示があった日から効力を生ずる。

6 教育委員会は、第1項の規定による指定をしたときは、当該市指定有形文化財の所有者に別に定める様式による指定書を交付しなければならない。

(解除)

第5条 教育委員会は、市指定有形文化財がその価値を失った場合その他特殊な事由があるときは、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除には、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

3 市指定有形文化財について法第27条第1項の規定による重要文化財又は県条例第5条第1項の規定による新潟県指定有形文化財の指定があったときは、当該市指定有形文化財の指定は解除されたものとする。

4 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該県指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。

5 市指定有形文化財の所有者は、市指定有形文化財の指定が解除されたときは、速やかにその指定書を教育委員会に返付しなければならない。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第6条 市指定有形文化財の所有者は、この条例及びこれに基づく十日町市教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）及び教育委員会の指示に従い、市指定有形文化財を管理しなければならない。

2 市指定有形文化財の所有者は、特別の事情があるときは、専ら自己に代わり当該市指定有形文化財の管理の責に任すべき者（以下「管理責任者」という。）を選任することができる。

3 市指定有形文化財の所有者は、前項の規定により管理責任者を選任したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任したときも同様とする。

4 第1項の規定は、管理責任者について準用する。
(所有者等及び所在の変更)

第7条 市指定有形文化財の所有者は、市指定有形文化財を譲渡したとき又は所在の場所を変更したときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

2 市指定有形文化財の所有者又は管理責任者（以下「所有者等」という。）は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかに教育委員会に

届け出なければならない。

(滅失、き損等)

第8条 市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者等は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(管理又は修理の補助)

第9条 市指定有形文化財の管理又は修理は、所有者等が行うものとする。ただし市指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者等がその負担に堪えない場合その他特別の事由がある場合には、市は、その経費の一部に充てさせるため、当該所有者等に対し、予算の範囲内で、補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、教育委員会は、管理又は修理について必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは当該管理又は修理について指揮監督することができる。

(管理又は修理に関する勧告)

第10条 市指定有形文化財の管理が適当でないため、当該市指定有形文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られるおそれがあると認められるときは、教育委員会は、所有者等に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要措置を勧告することができる。

2 市指定有形文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は、所有者等に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 前2項の規定による勧告に基づいてする措置又は修理のために要する費用は、予算の範囲内で市の負担とすることができます。

(現状変更等の制限)

第11条 市指定有形文化財に關し現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為について影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

3 教育委員会は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に關し、必要な指示をするこ

とができる。

4 第1項の許可を受けたものが前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 国又は地方公共団体（以下「国等」という。）が第1項の規定による行為をしようとするときは、同項の規定による許可を要しない。この場合において当該国等はあらかじめ教育委員会と協議するものとする。

（修理の届出等）

第12条 市指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者等は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第9条第1項の規定による補助金の交付、第10条第2項の規定による勧告又は前条第1項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

2 市指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る修理に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

（公開）

第13条 市指定有形文化財の公開は所有者等が行うものとする。

2 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者等に対し、期限を限って、教育委員会の行う公開の用に供するため当該市指定有形文化財を出品することを勧告することができる。

3 前項の規定による出品のために要する費用は、市の負担とする。

（報告）

第14条 教育委員会は、必要があると認めるときは、市指定有形文化財の所有者等に対し、当該市指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

（所有者変更に伴う権利義務の承継）

第15条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該市指定有形文化財に関し、この条例に基づいてなされた教育委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 前項の場合には、旧所有者は、当該市指定有形文化財の引渡しと同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

第3章 市指定無形文化財

（指定）

第16条 教育委員会は、市の区域内に有する無形文化財のうち市にとって重要なものを十日町市指定無形文化財（以下「市指定無形文化財」という。）に指定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による指定をするに当っては、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。）を認定しなければならない。

3 教育委員会は、第1項の規定による指定又は前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ審議会に諮問しなければならない。

4 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの（保持団体にあってはその代表者）に通知してする。

5 教育委員会は、第2項の規定による認定をしたときは、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に認定書を交付しなければならない。

6 教育委員会は、第1項の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。

7 前項の規定による追加認定には、第3項から第5項までの規定を準用する。

（解除）

第17条 教育委員会は、市指定無形文化財がその価値を失った場合、その他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2 教育委員会は、保持者が身心の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊な事由があるときは、その認定を解除することができる。

3 第1項の規定による指定の解除又は第2項の規定による認定の解除には、前条第3項及び第4項の規定を準用する。

4 市指定無形文化財について法第56条の3第1項の規定による重要無形文化財又は県条例第20条第1項の規定による新潟県指定無形文化財の指定があったときは、当該市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。

5 前項の場合には、教育委員会はその旨を告示するとともに、市指定無形文化財の保持者として認定されていた者、又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。

6 市指定無形文化財の保持者又は保持団体は、第1項の規定による指定の解除又は第2項の規定による認定の解除があったときは、速やかにその指定書を教育委員会に返付しなければならない。

7 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

（保持者の氏名変更等）

第18条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときその他教育委員会規則の定める事由があるときは、保持者又はその相続人は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも代表者（保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者）について、同様とする。

（保存）

第19条 教育委員会は、市指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他保存のため適当な措置をとることができるものとし、市は、その保持者又は保持団体に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 前項の規定により、補助金を交付する場合には、教育委員会は、保存について必要な事項を指示することができる。

（公開）

第20条 教育委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し、市指定無形文化財の公開を、市指定無形文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

2 前項の規定による市指定無形文化財の公開には、第13条第3項の規定を準用する。

3 市は、第1項の規定による市指定無形文化財の記録の公開に要する経費の全部又は一部を予算の範囲

内で補助することができる。

第4章 市指定民俗文化財

（指定）

第21条 教育委員会は、市の区域内に存する有形の民俗文化財のうち市にとって重要なものを十日町市指定有形民俗文化財（以下「市指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財のうち市にとって重要なものを十日町市指定無形民俗文化財（以下「市指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定には、第4条第2項から第6項までの規定を準用する。

3 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定には、第16条第3項及び第4項の規定を準用する。
（解除）

第22条 教育委員会は、市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財がその価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による市指定有形民俗文化財の解除には、第5条第2項及び第5項の規定を準用する。

3 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除には、第16条第3項及び第4項の規定を準用する。

4 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財について法第56条の10第1項の規定による重要有形民俗文化財若しくは重要無形民俗文化財（又は県条例第26条第1項の規定による新潟県指定有形民俗文化財若しくは新潟県指定無形民俗文化財の指定があったときは、当該市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定は解除されたものとする。

5 前項の場合の市指定有形民俗文化財の解除には、第5条第4項及び第5項の規定を準用する。

6 第4項の場合の市指定無形民俗文化財の指定の解除は、その旨を告示しなければならない。

（準用規定）

第23条 第6条から第15条までの規定は、市指定有形民俗文化財に準用する。

（保存）

第24条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他保存のため

適当な措置を執ることができるものとし、市は、その保存に当ることを適當と認めるものに対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第19条第2項の規定を準用する。

(公開)

第25条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

2 前項の規定により公開する場合には、第20条第2項及び第3項の規定を準用する。

(保存に関する助言又は勧告)

第26条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の保存に当ることを適當と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

第5章 市指定史跡名勝天然記念物

(指定)

第27条 教育委員会は、市の区域内に存する記念物のうち市にとって重要なものを市指定史跡、市指定名勝又は市指定天然記念物（以下「市指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定には、第4条第2項から第6項までの規定を準用する。

(解除)

第28条 教育委員会は、市指定史跡名勝天然記念物がその価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除には、第5条第2項及び第5項の規定を準用する。

3 市指定史跡名勝天然記念物について法第69条第1項の規定による史跡、名勝若しくは天然記念物又は県条例第31条第1項の規定による新潟県指定史跡名勝天然記念物の指定があったときは、当該市指定史跡名勝天然記念物の指定は解除されたものとする。

4 前項の場合には、第5条第4項及び第5項の規定を準用する。

(土地の所在等の異動の届出)

第29条 市指定史跡名勝天然記念物の指定地区内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、所有者等は、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(準用規定)

第30条 第6条から第15条までの規定は、市指定史跡名勝天然記念物について準用する。

第6章 文化財保護審議会

(設置及び所掌事務)

第31条 教育委員会に、文化財保護審議会を置く。

2 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項について教育委員会に建議する。
(委員等)

第32条 審議会は学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する7人の委員で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要のあるときは、審議会に、教育委員会が委嘱する臨時委員を置くことができる。

3 委員の任期は2年とし、その欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 臨時委員は、当該特別事項の調査審議が終ったときは、退任するものとする。

(会長)

第33条 審議会に会長を置く。

2 会長は委員が互選する。

3 会長は審議会の会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長のあらかじめ指名する者が、その職務を代行し、又はその職務を行う。

(議事)

第34条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第35条 審議会は、議事に關係のある者の出席を求めて、意見を聞くことができる。

第7章 補則

(委任)

第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

- この条例は、昭和57年4月1日から施行する。
- この条例の施行の際、現に改正前の十日町市文化

財保護条例（以下「旧条例」という。）の規定により指定されている十日町市有形文化財、十日町市無形文化財、十日町市民俗資料又は十日町市史跡名勝天然記念物は、それぞれ、改正後の十日町市文化財保護条例（以下「新条例」という。）に基いて指定された市指定有形文化財、市指定無形文化財、市指定有形民俗文化財又は市指定史跡名勝天然記念物とみなす。

3 この条例施行の際、現に旧条例の規定により交付されている十日町市有形文化財の指定書、十日町市

無形文化財の指定書、十日町市民俗資料の指定書又は十日町市史跡名勝天然記念物の指定書は、それぞれ、新条例に基いて交付された市指定有形文化財の指定書、市指定無形文化財の認定書、市指定有形民俗文化財の指定書又は市指定史跡名勝天然記念物の指定書とみなす。

4 この条例施行の際、現に旧条例による十日町市文化財調査審議会の委員の職にある者は、審議会の委員となるものとし、その任期は、昭和57年6月1日までとする。

規則

○十日町市文化財保護条例施行規則

（昭和57年4月1日教育委員会規則第7号）

（昭和47年1月31日教育委員会規則第1号
十日町市文化財保護条例施行規則を全文改正）

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 指定（第3条—第5条）

第3章 管理等

第1節 届出（第6条—第16条）

第2節 現状変更（第17条—第25条）

第4章 雜則（第26条）

附 則

ものとする。

（認定書の交付）

第4条 教育委員会は、条例第16条第2項の規定により市指定無形文化財の保持者又は保持団体を認定したときは、認定書を交付する。

2 前項に規定する認定書は、別記第3号様式によるものとする。

（再交付）

第5条 指定書又は認定書を亡失若しくはき損した場合には、別記第4号様式により、その再交付を申請することができる。この場合においては、その事実を証明するに足りる書類又はき損した指定書若しくは認定書を添えなければならない。

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、十日町市文化財保護条例（昭和57年十日町市条例第5号。以下「条例」という。）第36条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

第2章 指定

（同意書及び指定書）

第3条 条例第4条第2項、第21条第2項又は第27条第2項に規定する同意は、別記第1号様式によるものとする。

第3章 管理等

第1節 届出

（管理責任者選任等の届出）

第6条 条例第6条第3項、第23条又は第30条の規定による管理責任者の選任又は解任の届出は、別記第5号様式によるものとする。

（所有者の変更等の届出）

第7条 条例第7条第1項若しくは第2項、第23条又は第30条の規定による譲渡又は所有者の変更の届出は、別記第6号様式によるものとする。

2 条例第7条第2項、第23条又は第30条の規定による所有者の変更の届出には、所有権の移転を証明する書類を添えなければならない。

（所在の変更の届出）

第8条 条例第7条第1項、第23条又は第30条の規定による所在の場所の変更の届出は、別記第7号様式によるものとする。

2 火災、震災等の災害に際し、所在の場所を変更する場合その他所在の場所を変更するについて緊急やむを得ない事由がある場合は、所在の場所を変更したのち届け出ることをもって足りる。

(所有者等の氏名、住所の変更届出)

第9条 条例第7条第2項、第23条又は第30条の規定による所有者又は管理責任者（以下「所有者等」という。）の氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出は、別記第8号様式によるものとする。

(滅失、き損等の届出)

第10条 条例第8条、第23条又は第30条の規定による滅失、き損、亡失又は盗難の届出は、別記第9号様式によるものとする。

(修理の届出)

第11条 条例第12条第1項、第23条又は第30条の規定による修理の届出は、別記第10号様式によるものとする。

2 前項の届出の書面には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

1 設計仕様書

2 修理しようとする箇所の写真又は見取図

3 修理しようとする者が管理責任者であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の承諾書

(修理内容変更の届出)

第12条 前条第1項の届出の書面又は同条第2項の添付書類等に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会にその旨を届け出なければならない。

(修理完了の報告)

第13条 条例第12条第1項、第23条又は第30条の規定による届出を行った者は、届出に係る修理が完了したときは、その結果を示す写真又は見取図を添えて、速やかにその旨を教育委員会に報告しなければならない。

2 前項の規定による届出は、別記第11号様式によるものとする。

(保持者等の芸名変更等)

第14条 条例第18条の教育委員会規則で定める事由は、次の各号に掲げる場合とする。

1 保持者が芸名、雅号等を変更したとき。

2 保持者にその保持する市指定無形文化財の保存に影響を及ぼす心身の故障が生じたとき。

3 保持団体が、その規約を変更したとき。

(保持者の氏名変更等の届出)

第15条 条例第18条の規定による届出は、別記第12号様式によるものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第16条 条例第29条の規定による土地の所在、地番、地目又は地積の異動の届出は、別記第13号様式によるものとする。

第2節 現状変更

(市指定有形文化財の現状変更等)

第17条 条例第11条第1項の規定による許可を受けようとする者は、別記第14号様式による現状変更等許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の許可申請書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

1 現状変更等の設計仕様書及び設計図

2 現状変更等をしようとする箇所の写真又は見取図

3 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

4 許可申請書が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

5 許可申請書が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書

6 管理責任者がある場合においては、第4号の承諾書に代る管理責任者の承諾書

第18条 条例第11条第1項の規定による許可を受けた者は、前条の規定により提出した許可申請書又は添付書類等に記載し、又は表示した事項を変更しようとする時は、教育委員会の許可を受けなければならない。

第19条 条例第11条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等が完了したときは、その結果を示す写真又は見取図を添えて速やかにその旨を教育委員会に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告は、別記第15号様式によるものとする。

第20条 条例第11条第2項の維持の措置の範囲は、次の各号に掲げる場合とする。

1 市指定有形文化財がき損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該市指定有形文化財をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の原状）に復するとき。

2 市指定有形文化財がき損している場合において、

当該き損の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

3 条例第9条第1項の規定による補助金を受けて管理又は修理を行うとき。

(市指定有形民俗文化財の現状変更等)

第21条 条例第23条の規定による届出は、別記第16号様式によるものとする。

第22条 条例第23条の維持の措置の範囲は、次の各号に掲げる場合とする。

1 市指定有形民俗文化財がき損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該市指定有形民俗文化財を原状に復するとき。

2 市指定有形民俗文化財がき損している場合において、当該き損の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

3 条例第23条の規定による補助金を受けて管理又は修理を行うとき。

(市指定史跡名勝天然記念物の現状変更等)

第23条 条例第30条の規定による許可を受けようとする者は、別記第17号様式による現状変更等許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の許可申請書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

1 現状変更等の設計仕様書及び設計図

2 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番並びに地形を表示した実測図

3 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真

4 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

5 許可申請書が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

6 許可申請書が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書

7 管理責任者がある場合においては、第5号の承諾書に代る管理責任者の承諾書

第24条 第18条及び第19条の規定は、市指定史跡名勝天然記念物について準用する。

第25条 条例第30条の維持の措置の範囲は、次の各号に掲げる場合とする。

1 市指定史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該市指定史跡名勝天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の

原状）に復するとき。

2 市指定史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

3 市指定史跡名勝天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

4 市指定史跡名勝天然記念物の管理に係る清掃、植栽、伐採、掲示、餌場設置等の行為をするとき。

第4章 雜則

(台帳)

第26条 教育委員会は、市文化財の種別ごとに必要事項を記載した指定及び認定の台帳を常備し、写真等を添付しておくものとする。

附 則

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

※別記様式は省略した。

あとがき

『文化財課年報』の創刊第一号をお届けします。もっと早い年度に刊行できればよかったのですが、予算等諸般の事情で、いつしかこの年まで来てしました。

今年平成9年は、昭和47年に十日町市文化財保護条例が施行されてから25年目にあたります。この記念すべき年に、とにかく年報の第1号が発刊されたことを喜んでいます。

ただ、事前の調査が行き届かなかったり、紙数の関係があったりで、文化財課設立以前の社会教育課文化財係時代や、文化財保護活動の初期の動向までは充分に載せきれませんでした。いずれ機会をみて、十日町の文化財行政の濫觴でも特集できればと思います。又、編集サイドでは、抱負や今後の展望にも言及すべきと考えたのですが、果たせませんでした。

それと、文化財課の職員が兼務しながら、活発な活動で知られている十日町市博物館では、いまだに年報・紀要類が開館以来一度も刊行されていません。こちらもなんとかしなければならないと職員や関係者は考えています。

今回の年報編集にあたり、出来るだけ多くの職員に原稿を依頼したり、会議を開いたりして直接間接に関わってもらうことを心がけました。年報は自分たちの活動の証であり、歴史であるとともに、その刊行は、仕事として文化財保護に携わる者の使命であり、義務もあると考えたからです。

なんとか、第一号の発刊にこぎつけました。継続できるよう努力したいと思います。

(竹内)

【平成8年度文化財課・博物館職員】

() は兼務

(文化財課長)博物館長	波形 卵二
文化財課長補佐(副館長)	熊木 剛
文化財係長・文化財主事(主査・学芸員)	阿部 恭平
(文化財課主任)博物館主任	庭山 敏子
(主任・文化財主事)主任・学芸員	竹内 俊道
文化財課主任(博物館主任)	角山 誠一
主任・文化財主事(主任・学芸員)	石原 正敏
(文化財課主事)博物館主事	太田 喜重
主事・文化財主事(主事・学芸員)	菅沼 亘
博物館嘱託・調査研究員	中澤 幸男
文化財課臨時職員	山田 敏枝
文化財課臨時職員	上野 洋子
博物館臨時職員	山口真佐子
文化財課調査補助員	佐藤実千代
文化財課調査補助員	吉楽 勝弥

十日町市教育委員会 文化財課年報 1

発行日／平成9年(1997)3月31日

編集・発行／十日町市教育委員会

文化財課

〒948 新潟県十日町市西本町1丁目

十日町市博物館内

十日町市教育委員会文化財課

TEL(0257)57-5531

FAX(0257)57-6998

印刷／有限会社グリーンサム